

平成 24 年第 1 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 24 年 3 月 7 日 開会

平成 24 年 3 月 15 日 閉会

鋸南町議会

平成 24 年第 1 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第 1 号	議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 号	鋸南町暴力団排除条例の制定について
議案第 2 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号	鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号	鋸南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号	鋸南町立公民館に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号	千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第 12 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 13 号	平成 23 年度鋸南町一般会計補正予算（第 7 号）について
議案第 14 号	平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 15 号	平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 16 号	平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 17 号	平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 18 号	平成 23 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 19 号	平成 24 年度鋸南町一般会計予算について
議案第 20 号	平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第 21 号	平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 22 号	平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第 23 号	平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第 24 号	平成 24 年度鋸南町水道事業会計予算について
議案第 25 号	鋸南町教育委員会委員の任命について

平成24年第1回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(3月7日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	16
三国幸次君	16
鈴木辰也君	25
発議案第1号の説明、質疑、討論、採決	33
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
散会の宣言	52

第2号（3月8日）

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
欠席議員	54
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	54
本会議に職務のため出席した者の職氏名	54
開議の宣言	55
議事日程の報告	55
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第19号の上程、説明	85
議案第20号の上程、説明	96
議案第21号の上程、説明	100
議案第22号の上程、説明	102
議案第23号の上程、説明	105
議案第24号の上程、説明	107
散会宣言	111

第3号（3月15日）

議事日程	112
本日の会議に付した事件	112
出席議員	112
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	113
本会議に職務のため出席した者の職氏名	113
開議の宣言	114
議事日程の報告	114
議案第19号の委員長報告、討論、採決	114
議案第20号の委員長報告、討論、採決	120
議案第21号の委員長報告、討論、採決	121
議案第22号の委員長報告、討論、採決	122
議案第23号の委員長報告、討論、採決	125
議案第24号の委員長報告、討論、採決	127

第3号の1（3月15日）

追加日程の決定	131
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
閉会の宣言	133

鋸南町告示第8号

平成24年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年3月2日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成24年3月7日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成24年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成24年3月7日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問（2名）
- ① 12番 三国幸次 議員
- ② 4番 鈴木辰也 議員
- 日程第5 発議案第1号 議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第1号 鋸南町暴力団排除条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第8号 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第9号 鋸南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 鋸南町立公民館に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第17 議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君	総 務 企 画 課 長	内 田 正 司 君
税 務 住 民 課 長	渡 邊 昌 廣 君	保 健 福 祉 課 長	前 田 義 夫 君
地 域 振 興 課 長	福 原 傳 夫 君	教 育 長 職 務 代 理 者 教 育 課 長	菊 間 幸 一 君
水 道 課 長	能 重 登 君	監 査 委 員	浪 川 明 君
総 務 管 理 室 長	三 瓶 睦 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	高 橋 一 利	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------

…………… 開 会 ・ 10時00分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（中村豊）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回鋸南町議会定例会を開会いたします。

なお、8番 松岡君から遅れるとの連絡が入っております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

配布漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村豊）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

1番 渡邊信廣君、10番 平島孝一郎君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村豊）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る3月2日午後2時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤茂明君。

〔議会運営委員会委員長 伊藤茂明君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（伊藤茂明君）

おはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る3月2日、午後2時から議会運営委員会を開き、平成24年第1回鋸南町議会定例会の会期、及び日程等について協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの9日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案として議案24件が提出されております。本日はこの後、町長から今定例会に提出されました議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行います。

次に、本日の議案の審査であります。発議案第1号及び議案第1号から議案第12号までについて順次上程の上、質疑、討論の後、採決を願い、本日は散会をしたいと思います。明日8日は、午前10時から会議を開き、議案第13号から議案第18号までの各補正予算について、順次上程の上、質疑、討論の後、採決をお願いし、議案第19号から議案第24号までの平成24年度各当初予算関係については、順次上程の上、当局からの説明を受けるだけとし、散会したいと思います。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し審査することで、議会運営委員会では協議されておりますことを、併せて御報告いたします。9日から14日までの6日間は、議案調査のため休会とします。15日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第19号から議案第24号までについての質疑、討論を行っていただき、採決を願いたいと思います。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、三国幸次君、鈴木辰也君の2名から通告がなされております。一般質問の時間は、答弁時間を含め50分以内とし、一回目の質問は15分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から15日までの9日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には2名から通告がなされております。一般質問の時間は50分以内とし、一回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 15 日までの 9 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中村豊）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成 24 年第 1 回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、平成 24 年度の一般会計、特別会計並びに企業会計の予算案、条例の一部改正等、24 議案であります。議案の概略を御説明する前に、新年度に向けての、所信を申し述べさせていただきます。

昨年度の 3 月の定例会最終日、3 月 11 日に東日本大地震が発生いたしました。多くの方々が犠牲となる、未曾有の大災害でありました。被災された皆様のことを思いますと未だに心悼む思いで一杯でございます。

大震災から 1 年がたとうとしておりますが、復興への道筋は未だ確かなものとなっておりません。福島原発事故も終息には数十年を要するとされています。

大震災前にはリーマンショックによる 100 年に一度の経済不況といわれ、加えて大震災により、日本の経済、財政状況は極めて厳しい状況であるわけであります。

また、国政の混迷状況もあり、今後の地方財政が依然として不透明であることから、国の動向には今まで以上に注視をしていかなければならないと思います。

鋸南町の財政状況については、昨年、11月の全員協議会において、平成26年度までの財政推計を説明いたしました。黒字基調にはなんとか維持できる見込みとなったところでございます。また、今定例会に、平成23年度一般会計の最終補正予算の提案をさせていただいておりますが、決算は黒字の見込みとなり、財政調整基金の年度末残高の合計は、6億4,771万8,000円と予定をしたところであります。

しかしながら、平成22年度の決算状況で、財政調整基金3億1,100万円は、県下町村の平均8億4,000万円に比べ少額であります。実質公債比率も22.5%と高い比率であり、公債費負担適正化計画において平成28年度の実質公債比率が18%未満となるようされているわけでありまして。

今後の地方財政が依然として不透明であることや、町民の皆様にも御迷惑をおかけしている状況、また、職員の皆様の給与削減もお願いをしていることを考えますと、さらに堅実な財政運営に、努めなければならないと考えております。

そんな中で、厳しい財政状況ではありましたが、鋸南町にとって教育施設の再編は喫緊の重要課題であり、各種の行財政改革を実施するとともに、平成20年度からの国の各種緊急経済対策を活用し、取り組んでまいりました。

幼稚園及び保育所の統合が実現し、小学校についても統合を念頭に、勝山小学校改築事業を進め、普通校舎棟、屋内運動場が完成したところです。残す、管理特別教室棟の改築工事につきまして、平成25年度完成を目指し、新年度に関係予算を計上をさせていただいたところであります。

今後とも、最終的な教育施設等のあるべき姿に向かって努力してまいり所存でございます。議員の皆様におかれましても、是非、御理解、御協力を、お願い申し上げます。

さて、昨年12月16日に閣議決定された「平成24年度予算編成の基本方針」では、「東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。併せて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う」としております。

また、平成24年度の地方財政全般については、本年1月25日の総務省財政局から示された、「平成24年度の地方財政収支の見通し」では、税制改正後の地方税は、前年度比2,532億円、0.8%の増収を見込んでおります。地方財政の健全化に資するため、臨時財政対策債は、前年度比260億円、0.4%の減額とし、地方交付税は、前年度比811億円、0.5%の増加を予定をし、必要とする一般財源は確保したとされているところであります。

鋸南町の平成24年度予算編成についてであります。国や県の財政情報を基に、地

方交付税等を算出した結果、地方交付税と臨時財政対策債と、さらには町税を合計した額は、26億5,176万1,000円で、前年度に比較をして、433万3,000円の減となっております。

当町におきましては、これまで議会の皆様方の御理解と町民の皆様方の御協力をいただく中で、各種行財政改革にも取り組み、行政の効率化に努力をしてきたところであります。しかしながら、恒常的な厳しい財政状況の認識を変える状況にはないと、思っております。

したがいまして、行財政改革の一環として実施しております、特別職及び一般職員の給料及び期末勤勉手当・管理職手当の削減については、引き続き削減を継続いたしたく、関連議案を提出させていただきました。

なお、議員報酬の削減の継続につきましても、今定例会に議員発議案として、提出をされておりますことにつきまして、この場をお借りし、感謝を申し上げます。

今後とも、さらなる行財政改革に取り組み、財政の健全化に向け、さらに精一杯の努力をいたす覚悟でございます。議員各位の御理解と町民の皆様方の御協力そして、職員の方々にも協力いただきたいと、お願いする次第でございます。

さて、平成24年度一般会計予算の概要であります。予算総額を39億2,633万8,000円と決めました。前年度当初予算と比較しますと、2億6,578万円の増となりました。平成24年度予算における最も重要な事業は、先ほども申し上げましたように、勝山小学校の管理特別教室棟の建設事業でございます。当初予算では、勝山小学校管理特別教室棟改築事業として、期間を平成24年度から平成25年度とする、限度額7億9,400万円の債務負担行為の設定をお願いいたしております。平成24年度予算では、工事監理委託費及び工事請負費、既存建物解体工事、管理特別教室棟改築工事、排水設備切回し工事で、2億5,760万円を計上いたしました。

次に、その他主な事業の概要について、鋸南町総合計画の政策目標別に説明申し上げます。

初めに、「活力ある産業づくり」であります。農林水産関係では、有害鳥獣対策事業・中山間直接支払い事業・東京湾漁業総合対策事業・勝山漁港地域自主戦略交付金事業及び維持改良事業負担金・保田漁港地域自主戦略交付金事業を計上しました。商工関係では、特別商品券発行事業補助金・商店街街路灯撤去工事。観光関係では、佐久間ダム公園水辺広場駐車場整備事業・バーベキュー実行委員会補助金・花まつり補助金の他、引き続き観光地美事業として、町の景観整備に努力してまいりたいと思っております。

また、定住化を推進するため住宅取得奨励金交付事業や都市交流施設整備事業として統合後の保田小学校跡地利用にかかる基本調査委託費をお願いいたしました。

交通基盤充実のための施策としては、市井原地区の町道3015号線道路改良事業・一般的な道路維持改良工事。そして、循環バス運行事業委託料等をお願いいたしました。

ころでございます。

次に、教育関連の分野である、輝く人材づくりであります。特別支援教育講師の配置、小中学校や幼稚園の施設の維持管理に努めB & G海洋センターや公民館の利用促進、菱川師宣記念館では各種の企画展を開催し、お客様の誘致に努めてまいります。なお、いつでも良い作品が購入できるように、300万円の予算を当初に盛り込んでございます。

学校給食センターは引き続き調理・配送業務を委託をしますが、安全安心でおいしい給食を提供できるよう努めます。また、給食用食器を新しくするための予算をお願いいたしました。

次に、安心生活づくりであります。初めに、「保健・福祉・医療」の分野では、後期高齢者医療制度に係る広域連合への負担金、障害者自立支援法に基づく関係経費、デイサービス事業、地域包括センターの運営事業等、障害者や高齢者の福祉の充実に努めてまいります。

また、少子化対策としては、子どものための手当支給事業の他、引き続き学童保育事業や病児・病後児保育事業、各種予防接種・検診事業を実施いたします。

次に、安全で快適なまちづくりの基盤整備であります。防災行政無線固定系更新事業・急傾斜地崩壊対策事業・橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託・木造住宅耐震診断補助金・家庭用小型合併浄化槽の設置補助・国土調査事業そして、安房郡市広域市町村圏事務組合及び鋸南地区環境衛生組合には合計で3億7,472万7,000円の負担金等を予定しております。

その他、まちづくりやコミュニティー関係では、クロススポーツクラブイベント補助金及びまちづくり支援事業補助金についても、5団体分の予算もお願いいたしました。

次に、他会計への繰出金についてであります。国保会計等3つの特別会計は、合計2億2,304万6,000円計上いたしました。なお、企業会計への繰出金は、水道会計には8,063万6,000円、病院会計には、9,898万6,000円を計上いたしました。

以上が、平成24年度における、主な事業の概要でございます。

次に、今定例会に御提案いたします議案の概要について、説明申し上げます。

議案の第1号「鋸南町暴力団排除条例の制定について」であります。千葉県条例が平成23年9月1日施行されました。地域社会から暴力団排除を進めていくためには、県や各市町村が相互に連携して対策を行う必要があります。本町においても新たに条例を制定するものでございます。

議案の第2号「特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成23年8月24日にスポーツ基本法が施行されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案の第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。町長の給料を30%削減、副町長及び教育長の給料をそれぞれ

20%削減する条例は、本年3月31日までの期限付きで条例化されましたが、さらに1年延長することを、提案させていただくものでございます。

議案第4号「町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案も特別職の期末手当の削減を継続しようとするものであります。期末手当の支給率については、本則3.95カ月を2.6カ月に1.35カ月分削減すること、加算率についても、本則15%の加算率をゼロとすることについて、さらに1年延長することを、提案させていただくものであります。

議案の第5号「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。現在職員に協力をいただき実施をしている職員の給料削減、3%ないし4%削減の継続について、職員組合の御理解をいただきましたので、お願いをするもので、期間は1年間の時限的措置でお願いしようとするものであります。

また、現給保障にかかる経過措置については、千葉県と同様の取扱いとするものです。

議案第6号「諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。督促状にかかる手数料の規定を削除しようとするものです。

議案第7号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の改正に伴い、鋸南町税条例の一部改正をする必要が生じたので、お願いをするものでございます。

議案の第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険計画につきまして、介護保険事業計画策定委員会で協議いただきました。その結果をもって、第1号被保険者の保険料を改正しようとするものであります。

基準保険料は、年額5万4,200円から5万6,500円に改正されますが、第5期介護サービス給付費の必要量から算定される保険料を基に、介護給付費準備基金及び財政安定化基金交付金を活用した上での保険料の改定でありますので、御理解を賜りたいと思います。

議案第9号「鋸南町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地域主権改革一括法の施行により、公営住宅法及び同法施行令が改正されたことにより、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第10号「鋸南町立公民館に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。一括法の施行により、社会教育法の改正が行われたことにより、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案の第11号「千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」であります。銚子市及び松戸市から共同処理する事務の追加依頼があり、組合規約の改正が必要となりました。関係団体と協議するに当たり、議会の議決

をお願いするものであります。

議案の第 12 号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現人権擁護委員、増岡光子さんが、本年 6 月 30 日に任期満了となります。引き続き、増岡光子さんを人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出をするものであります。

議案の第 13 号「平成 23 年度鋸南町一般会計補正予算・第 7 号について」であります。今回の補正は、2,641 万 8,000 円を減額し、補正後の総額を 40 億 5,083 万 6,000 円にしようとするものであります。

各費目とも決算を見込んでの補正をお願いするものであります。

勝山小学校管理特別教室建設事業費では、地質調査委託費及び設計委託料確定により 4,694 万 5,000 円の減額となります。

これにより、教育施設整備基金からの繰入も 4,711 万 5,000 円減となることから、23 年度末の教育施設整備基金残高は、2 億 2,281 万 7,000 円となるものです。また、財政調整基金へ 1 億 118 万 6,000 円を積み立てるもので、平成 23 年度末の財政調整基金の残高は、6 億 4,771 万 8,000 円となる予定でございます。

その他、主なものは、安房広域圏事務組合負担金・予防接種事業委託金・子ども手当の減額及び岩井袋急傾斜地崩壊対策事業負担金等でございます。

道路災害復旧事業など 5 事業につきましては、平成 24 年度に繰越して事業実施をするため、9,234 万 5,000 円の繰越明許費の設定をお願いしてございます。

勝山小学校管理特別教室棟仮設校舎リースにかかる債務負担行為の限度額補正についてもお願いをしております。

議案第 14 号「平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号について」であります。3,219 万 2,000 円を増額し、補正後の総額を 13 億 443 万 1,000 円にしようとするものであります。補正の主なものは、歳入では保険給付費を 100 万 5,000 円、共同事業拠出金 1,478 万 4,000 円、保健事業費 963 万 3,000 円を減額をし、基金積立金 4,211 万 3,000 円、前年度の精算により国への償還金 1,318 万 2,000 円を増額しております。歳入では、繰越金 3,422 万 6,000 円を増額補正するほか、財政調整基金からの繰入金 1,288 万 6,000 円を減額し、補正後の額を 4,711 万 4,000 円とするものです。今補正より、年度末の財政調整基金残高は、1 億 5,500 万円になる予定であります。

議案の第 15 号「平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算・第 1 号について」であります。今回の補正は 111 万 3,000 円を減額し、補正後の総額を 1 億 432 万 2,000 円にしようとするものであります。補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 144 万 3,000 円を増額するものです。

議案の第 16 号「平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算・第 3 号について」であります。今回の補正は 6,844 万 5,000 円を減額し、補正後の総額を 10 億 6,064 万

5,000円にしようとするものであります。補正の主なものは、施設介護サービス給付費3,486万9,000円の減額など保険給付費5,850万9,000円の減額であります。また、介護給付費準備基金積立金1,040万9,000円を減額するものです。今年度末の基金残高は、3,789万4,000円となる予定でございます。

議案第17号「平成23年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算・第1号について」であります。今回の補正は、収益的収入では国保会計からの特別調整交付金分81万円を、指定管理者である、きさらぎ会に交付をするものであります。資本的支出では浄化槽改修工事費の確定により274万2,000円を減額するものでございます。

議案第18号「平成23年度鋸南町水道事業会計補正予算・第2号について」であります。今回の補正は、収益的収入では、給水収益を359万6,000円減額をし、収益的支出では、資産減耗費42万1,000円の増額。不納欠損による特別損失で、31万8,000円の増額を予定いたしました。また、資本的支出では、工事費確定による減額等で、780万2,000円の減額。収入では、工事費の減額に伴う企業債の減額を780万円予定いたしました。

議案の第19号「平成24年度鋸南町一般会計予算について」であります。先程申し上げましたように、本年度の予算額は、39億2,633万8,000円であります。

歳出につきましては、冒頭、主な事業の概要で申し上げましたので、主な歳入について説明申し上げます。

町税は、7億4,376万1,000円で、前年度対比433万3,000円の減、率で0.6%の減となるもので、国の地方財政収支見通しの0.9%増とは異なり、減少であります。次に、地方交付税であります。普通交付税は16億4,000万円、特別交付税は8,800万円を合計17億2,800万円計上をいたしました。また、臨時財政対策債は、1億8,000万円計上をし、普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債を合計した額は19億800万円で、前年度と同額となります。繰越金は、前年度と比較をし635万5,000円増の1億347万5,000円を計上し、不足をする一般財源は、財政調整基金1億2,379万6,000円を取り崩すことで、補てんいたしたく、お願い申し上げる次第であります。

この結果、当初予算時の財政調整基金残高予定は、5億2,392万3,000円となる見込みであります。平成24年度を運営する中で、財政調整基金からの取崩しを低減できるよう努めてまいります。

議案第20号「平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比1.2%減の12億5,287万円を予定いたしました。

主たる歳出である保険給付費は、8億3,823万9,000円、後期高齢者支援金等は、1億5,478万4,000円、そして共同事業費拠出金は、1億2,813万9,000円とそれぞれ前年度比で減となります。介護納付金については前年度比1,635万円増の8,335万円を計上いたしました。歳入では、保険料を、前年度比217万9,000円増の2億5,505万7,000

円を見込み、制度に基づく国庫負担金及び支払基金からの交付を見込み、一般会計からの繰入金は4,470万7,000円、繰越金は5,000万1,000円を計上しました。

なお、財源不足の補てんは、財政調整基金の6,000万円を充当することとし、保険料については医療分と後期高齢者支援金分については平成23年度並みといたしましたが、介護納付金分については増となる見込みです。

議案第21号「平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比2.0%増の1億525万6,000円を予定いたしました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億22万9,000円で、歳出総額の95.2%を占めるものであります。歳入は医療保険料6,922万9,000円と一般会計繰入金3,267万4,000円が主たるものであります。

議案第22号「平成24年度鋸南町介護保険特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比1.8%減の10億7,259万7,000円を予定いたしました。

本予算は、第5期介護保険計画1年目の計画値を勘案してのものであり、歳出の主なものは、保険給付費で、前年度比2.1%減の10億3,067万2,000円で、予算額の96.1%を占めるものであります。歳入は、介護保険料1億8,018万9,000円と一般会計からの繰入金1億4,566万4,000円が主なものであります。

議案第23号「平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」についてであります。収益的収入は、一般会計繰出金1,799万4,000円、財団からの負担金100万円等、合計2,214万4,000円を予定いたしました。収益的支出は、企業債償還利息930万7,000円、財団への運営経費交付金400万円が主なもので、4,409万円を予定いたしました。資本的収入支出は、企業債の償還元金4,599万2,000円及びMR I導入費7,000万円合わせて1億1,599万2,000円であり、その財源として企業債3,500万円及び一般会計出資金8,099万2,000円を予定いたしました。

議案の第24号「平成24年度鋸南町水道事業会計予算」についてであります。収益的収入では4億4,786万3,000円を予定いたしました。収入のうち給水収益は前年度比で2,543万8,000円減の2億8,874万9,000円を予定いたしました。また、一般会計からの8,063万6,000円の繰入金及び県総合対策補助金7,700万円を予定いたしました。収益的支出では、前年度比1.1%減の4億4,494万円を予定いたしました。支出には、南房総広域水道の受水費1億4,500万7,000円が含まれております。資本的支出では、建設改良費2,811万9,000円及び企業債償還元金1億2,829万9,000円を予定をし、収入においては、建設改良に伴う企業債2,430万円を予定いたしました。

なお、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた、町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比1億9,932万円増の71億1,850万1,000円となるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、副町長、担当課長をして、説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、鋸南町表彰条例による表彰について、申し上げます。

去る、2月3日に表彰審議会が開かれ、金木恭昭さん、鈴木義康さん、三橋美子さん、青木通房さん、富永昇一さん、須田宏司さんの6名の方が功労表彰として。また、山下信子さん、吉田進さん、田中基之さん、田村シルト芳子さん、長谷川昂さんの5名の方が善行表彰として、平成23年度鋸南町表彰を受賞されることとなりました。

誠におめでとうございます。

なお、表彰式は、本日午後1時15分から、この議会会議場において、行わせていただく予定でございます。

次に、叙勲について、申し上げます。

この度、鋸南町社会教育委員を2期4年、鋸南町選挙管理委員長を2期8年務め、また、本を4冊出版している元中学校長の鈴木英之さんが、瑞宝双光章を受章いたしました。

鈴木さんは、昭和18年に教員途中、戦争のため陸軍少尉として現地部隊に入隊、終戦後、教員に復帰をし、千葉市立花見川第二小学校の初代校長、館山市立九重小学校長、富山中学校長、鋸南第二中学校長を歴任しております。

また、これまで培った知識と経験を本にまとめて出版し、学校教育や家庭教育の充実に貢献するなど、多数の方々に愛読をされ、後輩の先生や地域住民から厚い信頼と尊敬を得ています。

誠におめでとうございます。

次に、鋸南町健康福祉まつりについて申し上げます。

社会福祉大会と共催して今回で4回目となりましたが、「健康と福祉、介護予防を考える場」といたしまして、1月21日土曜日、中央公民館において開催いたしました。当日は、12グループによる介護予防実践発表の後、社会福祉大会による表彰・福祉作文の発表を始め、鋸南病院・保健推進員・食生活改善協議会の皆様による活動や抽せん会など、盛りだくさんの内容で、多くの方々の参加をいただきました。

今後もこのようなイベントを通じて、町民の皆様の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、第32回鋸南町農業祭について申し上げます。1月14日と15日の両日、中央公民館において開催されました「農業祭・辰野町特産品フェア」には多くの方々の御来場をいただき、この席をお借りいたしまして御礼申し上げます。

これまで農業青年研究会が主催をしてまいりました農業祭でございますが、今年からは実行委員会形式となり、農業関係諸団体の長により組織された鋸南町農業祭実行委員会が主催となり、開催されております。本年は、152点の出品点数の中から34点の特別

賞が選出されまして、最優秀の千葉県知事賞には、花卉の部カーネーションで大六の渡辺健一郎さんが、優秀賞には、柑橘の部温州みかんで上佐久間の鈴木菊子さんが、それぞれ受賞されました。

誠におめでとうございます。

出品された皆様、受賞された皆様には、鋸南ブランドのさらなる品質向上を目指して、御努力いただけますよう、期待申し上げます。

次に、花観光について申し上げます。

初めに、鋸南町の花まつりの第1章でもあります、水仙まつりは、12月17日土曜日から1月31日火曜日までの間実施をし、比較的好天には恵まれたものの、東日本大震災による観光マインドの落ち込みや開花時期が2週間早まった関係から、期間中の入り込みは昨年を下回る13万8,000人となりました。この水仙まつりの期間中のイベントとして、JRとのタイアップ事業、駅からハイキングが1月7日から31日までの期間行われました。また、1月6日から31日までびゅー商品として、保田駅周辺で利用できるクーポン券付きの「きよなんの水仙の里を歩こう」も行われ、多くのお客様に来訪していただきました。

鋸南町観光協会では、この期間中町内の小中学生を対象に、水仙絵画コンクールを行い、大賞に保田小学校3年の高濱莉音さん、5年の仲野太羅さん、鋸南中学校2年の菊間茉優さんの3名の作品が選ばれました。

なお、来年の観光協会オリジナル年賀はがきの図柄となる審査員特別賞には、保田小学校2年の藤井琳久さんが選ばれたほか、入賞作品全31点が選ばれ、3月3日に表彰式が行われました。

入賞者の方々には、誠におめでとうございます。入賞作品につきましては、2月28日から本日3月7日まで中央公民館のロビーに展示されております。

第2章となります、桜まつりは2月18日から4月8日を期間とし開催が予定をされております。期間中の最初のイベント、保田川頼朝桜の里竹灯籠まつりは雨天のため、2月26日日曜日に順延をし、開催されました。多くの方が訪れ、賑わいました。今後とも地域の皆様と協力して多くの観光客をお迎えできるよう努めてまいります。

最後に、鋸南クロススポーツ協議会について、申し上げます。

マラソンやアクアスロンの開催など、スポーツで描くまちづくりに御協力をいただいております。当協議会は、本年1月25日付けで一般社団法人、鋸南クロススポーツクラブとして法人登記がなされ、併せて、町体育関係者の賛同を受け、総合型スポーツクラブとして、県に認知されましたので御報告申し上げます。

なお、同クラブが開催する直近のイベントとしては、3月10日土曜日、約2キロメートルの佐久間ダム湖畔周回道路を利用して、42キロメートルをタスキでつながりレーマラソンが開催されます。申込者170名、40チーム程度が参加とのこととあります。

町の交流人口の増加策として期待されるイベントでありますので、是非御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（中村豊）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことはありますか。

○議長（中村豊）

特になしと認めます。

以上で、諸般の報告を終了します。

開会から1時間たちましたので、10分間休憩を取ります。

…………… 休憩・10時57分 ……………

…………… 再開・11時07分 ……………

◎一般質問

◎12番 三国幸次君

○議長（中村豊）

会議を再開します。

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり2名の諸君から通告がなされております。

初めに三国幸次君の質問を許します。

[ベルが鳴る]

○12番（三国幸次君）

私は、野生鳥獣による農作物の被害と対策についてと採石場跡地についての2件の質問をします。

1件目の野生鳥獣による農作物の被害と対策についてです。

野生鳥獣による農作物の被害は全国で増えております。農林水産省は、平成22年度の野生鳥獣類による農作物被害について、全国の被害状況を取りまとめました。

野生鳥獣による平成22年度の農作物被害については、被害金額が239億円で前年度に比べ26億円、対前年比で12%増加しています。被害面積が11万ヘクタールで前年度に比べ8,000ヘクタール、対前年比8%増加しています。被害量が74万トンで前年度に比べ11万6,000トン、対前年比で19%増加しています。

特に、平成 20 年度からイノシシと鹿の被害が年々増加しています。そのため、全国で有害鳥獣による、被害防止対策が取り組まれています。そして、国や県も被害防止対策に力を入れているところですが、まだまだ不十分だと考えています。鋸南町の有害被害防止計画を見ますと、鋸南町の被害は平成 19 年度約 4,300 万円で、平成 21 年度は約 2,000 万円と、2 年間で半分以下に減っています。鋸南町では有害鳥獣対策協議会が組織され、会員数も増えてきて 94 名になっています。地域ごとの組合や協議会は 10 の組織があります。鋸南町有害鳥獣対策協議会では、講演会や学習会を開いたりして、有害獣に対する知識や捕獲方法、そして、解体の方法などの技術向上に取り組んできました。これは、農家の方々の努力があればこそですが、国や県、そして町の補助制度が大きな力になっています。

そこで 3 点質問します。

1 点目、野生鳥獣による被害調査はどのように行われているか。2 点目、鋸南町での取り組みとその成果をどうみているか。3 点目、今後の取り組みでどのようなことに力を入れる必要があると考えているか。

2 点目は、採石場跡地についてです。

鋸南町には操業している採石場が 7 カ所。その内、碎石を搬出していない所が 1 カ所あります。鋸南町での碎石は大きな産業です。しかし、採石場からの排水の問題、川や海への堆積土の問題、道路交通の安全や埃など、さまざまな問題を起こす産業でもあります。航空写真で採石場を見ますと、鋸南町の全住宅地に匹敵するような広い面積になっていることが分かります。広大な面積の山が削られたままになっています。碎石の終わった所は順次、緑化することになっているはずですが、緑化している様子は見られません。

そこで 3 点質問します。

1 点目、採石場の操業をやめるに当たっての条件はどうなっているか。2 点目、現在搬出していない採石場の後始末の状況はどうか。3 点目、今後懸念されることはなにか、その対策はどうか。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（中村豊）

1 2 番 三国幸次君の質問に対して、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「野生鳥獣による農作物の被害と対策について」お答えいたします。

1 点目の「野生鳥獣による被害調査はどのように行われているか」についてであります。

すが、野生鳥獣による農作物の被害は、房総全体では年々拡大の傾向となっております。特に、イノシシによる被害は、安房管内では大変深刻となっております。鋸南町では、平成 14 年に鋸南町有害鳥獣対策協議会によりまして、4 頭のイノシシが捕獲をされてから、その数は年々増え続けております。最も多かった昨年度は 648 頭が捕獲をされました。今年度は、既に 639 頭を数え、昨年度の実績を上回る捕獲がされると思われまます。この捕獲数の増加は、鋸南町ばかりではなく、安房管内の 3 市でも同様に年々増加の傾向にあります。

このような状況の中で、野生鳥獣による被害調査は、毎年 3 月に農家組合長さんを通じて各農家へ調査をお願いしております。調査は、前年の 4 月から 3 月までの被害作物ごとに面積を調べ、「農業災害による損失額算定基準」により、被害額を集計しております。これによりますと、年々増加してきた野生鳥獣による農作物の被害は平成 19 年の 4,500 万円をピークに、ここ 2 年では 2,000 万円前後の被害額で推移をしております。

2 点目の「鋸南町での取り組みとその成果をどうみているか」についてであります。鋸南町での野生鳥獣に対する被害防止の取組は、耕作地への侵入を防止する、電気柵及び物理柵の設置と、箱わな・くくりわな・銃器による有害鳥獣の捕獲が主な取り組みでございます。電気柵及び物理柵の設置事業は、鋸南町有害鳥獣対策協議会が事業主体となり、平成 18 年度から現在まで行われており、事業費の 3 分の 2 は県からの補助金を活用しています。この事業に対する町の補助率は、当初 20 分の 1 でございましたが、有害鳥獣による農作物の被害防止対策の推進と、農家の負担の軽減を図ることを目的として、平成 21 年度からは、事業費の 6 分の 1 に補助率を上げたところであります。

このような経過を踏まえ、電気柵設置により有害鳥獣の侵入防止対策を行った結果、被害額はピーク時の平成 19 年度から半減をし、防止対策により大きな成果が得られたものと認識をしております。また、猿・鹿・イノシシ・ハクビシンの有害鳥獣の捕獲につきましては、鋸南町有害鳥獣対策協議会会員個人による捕獲と、地域を限定して同協議会が行う、年 10 回程度の一斉駆除により実施をされております。

平成 12 年度から現在までの有害鳥獣別の累計捕獲頭数は、猿が 619 頭、鹿が 584 頭、平成 14 年度からはイノシシ 2,917 頭を捕獲し、畑の野菜などを食い荒らすハクビシンは、平成 21 年度から 177 頭を捕獲をしております。これらの有害鳥獣の捕獲実績は、協議会会員の捕獲技術の向上の成果でもありと思われまます。

3 点目の「今後の取り組みでどのようなことに力を入れる必要があると考えるか」についてであります。農業従事者の高齢化が進む中、特に中山間地域では、農地の管理がなかなか難しく、遊休農地や耕作放棄地の発生が有害鳥獣の生息地を拡大させる一因となっております。このことから、鋸南町鳥獣被害防止計画では、集落単位での広範囲にわたる電気柵、物理柵による効果的な侵入防止柵の設置の必要性をうたっております。

さらには、三国議員から平成 21 年 12 月の議会定例会での一般質問で同様な趣旨の質

問があり答弁いたしましたように、根本的な解決は、捕獲して頭数を減らすことでありますので、今後も積極的に行っていく必要があると考えております。

また、これまで、有害鳥獣による被害防止対策事業などの要望活動は、各市町で行ってまいりましたが、安房4市町による県への要望活動や取り組み等の情報交換の場も重要であることから、協議会を設立をした上、積極的な要望活動等を行ってまいりたいと考えております。

2件目の「採石場跡地について」にお答えします。

1点目の「採石場の操業をやめるに当たっての条件はどうなっているか」であります。現在、町内には、岩石採取許可を受けた採石場が6カ所。認可申請予定が1カ所の計7カ所の採石場がございます。

鋸南町の採石業の歴史は古く、戦後復興による京浜地区の埋め立て用資材として、碎石の需要が高まり、近年では羽田空港の拡張工事による埋め立て資材として、大変多くの岩石ズリが搬出をされております。このことから分かるように、鋸南町の地場産業として、雇用対策など地域経済に与える影響は、大変大きなものがあつたと推測をされます。

岩石採取の認可につきましては千葉県が行っておりますが、事業者が提出をする認可申請書に記載される跡地整理の土地利用計画では、採取終了後の跡地は、緑地あるいは植林し森林に復旧する計画となっております。

2点目の「現在搬出をしていない採石場の後始末の状況」であります。搬出の状況は各採石場でまちまちですが、現在完全に搬出が行われていない採石場は、1点目の答弁で申し上げた認可申請予定となっている採石場1カ所でございます。操業途中での休止、廃業に伴い、県の指導により改善措置計画が提出されるも、景気の低迷による民事再生法の適用などで、災害防止のための措置が講じられないままの状態となっております。このことから、県と町では、暫定防災措置として、災害防止のための防護柵の強化を行うよう、業者に要望をし、現在は、業者による立ち入り禁止柵の設置がなされております。

なお、当該採石場につきましては、事業を引き継いだ業者が、今後の方針等を含め県からの指導を受けている状況でございます。

3点目の「今後懸念されることはなにか、その対策はどうか」であります。1点目でも申し上げましたが、岩石採取の認可条件にもなっている跡地の利用計画には、採取終了後の跡地は、緑地あるいは植林し、森林に復旧する計画となっております。

各採石場が、認可条件を順守し、その条件を確実に履行するよう、県に指導をお願いするとともに監視に当たっていきたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（中村豊）

三国幸次君、再質問、ありますか。

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

1点目の野生鳥獣による被害調査はどのように行われているかということの答弁で1年間の被害状況を3月に、農家の方から取っているという答弁がございました。町長の答弁の中で、安房管内では被害が増加していると答弁があり、鋸南町では被害が減っていると、こういうことで。もし、手元に資料があれば、他の安房管内の被害状況、分かったらお答え願えますか。

○議長（中村豊）

はい、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

安房管内の、すいません。安房管内の被害状況というのは、頭数が、捕獲頭数だけは上がっているんですけども、被害の状況というのはその程度しか今のところ把握はしておりません。個々の作物の被害額、または平面積については今のところ資料としては持っておりません。

○議長（中村豊）

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

今後ね、やっぱり共通する問題でありますので、できればそういう被害状況詳しい状況も情報交換をして掴んでほしいなど、これは要望にしておきます。

それから被害調査の方法ですけれども、私の知る限りでは、区を通じて各農家に調査票を配布し、それを上がってくるのを集計していると。それを県に報告しているということだと思うんですね。それで出てくるのはですね、いろんな話を聞きますと、被害があっても実際には申請していない人もかなりおります。それから自家消費の作物などの被害は申請などしていないと、これも実態です。それから耕作放棄とか、作るのをやめちゃったところは次の年にはもう被害として出てきません。そういうことから、実際の野生鳥獣による被害というのは、この集計された金額や面積よりも相当大きなものがあるんじゃないかと思うんですね。そういう意味で見ますと、やはり町としても表に出てこないところ。もう少しきめ細かな調査をしてほしいと思うんですが、その辺、調査の取り組みを強める考えがないかどうか、お答えください。

○議長（中村豊）

はい、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

調査については、各、3月にですね、被害状況調査によってやっております。その中

で主に出荷したりとか、また出納の部分については、農協に出荷あるいは個人で売買等もありますのですけれども、その中で共済に、出納については共済とかそういう被害が入っておりますので、個々の自家消費についてはですね、なかなか面積も見つけられないものですから、確実なんですね。面積も被害額も想定できないものですから、各農家の方々が出さないということでもあります。このことについては、農家自身がですね、被害を実績に出していかないとですね、ちょっとできないものですから。今後ですね、農家組合会議がありましたら、そのような調査ができるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村豊）

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

この調査の方法につきましては、やはり農家の方が申告を積極的にするような働きかけ。これがかなり強くないとどうしても面倒だという考えから、出てこないのが多くなっちゃうんですね。そういう意味では強めていきたいという答弁がありましたので、是非ともこれ、そういう被害の実態ができる限り掴めるように。それから、積極的に被害を出してくれるような働きかけも強めるよう、努力してほしいと、要望して次に移ります。

2点目の鋸南町での取り組みですが、これ千葉県内でも、中でも鋸南町の取り組みはかなり注目されております。捕獲する頭数も小さな鋸南町とすれば、考えられないくらい大きな数の捕獲をしております。そういう意味では県でも鋸南町の取り組みを注目しておりますし、それから、23年度に取り付けを、工事なり、取り付けを行っている、物理柵。これも他では見られない地域の取り組みだと思えます。これは県の補助事業で物資はすべて国の補助で行い、取り付けは地元の農家の方たちがやっていると。これも地元の農家の人は、組をつくって毎週何日かかけて大変な努力をして、今設置をしております。これも一定の大きさ、かなり広い面積、延長でいくと4.何キロの面積を物理柵で囲んでしまうと。こういう新しい取り組みになっております。これもやはり設置されますと、この成果の方、やはり県の間でも注目されていると思えます。それから安房管内の中で、近年白浜や千倉の方、そちらの方にもイノシシの被害が増えているということで、そちらの地域ではこれからの取り組みを強めていかなきゃいけないかなというふうに思います。そういう意味でいきますと、鋸南町の対策、捕獲の取り組み、対策の、電気柵の設置や物理柵の設置など、これやはり注目されると思えますのでね。これ私是非、積極的にやはり知らせる必要もあるだろうし、鋸南町の取り組み大いに自信を持って、さらに強めていってほしいと、これも要望して次に移ります。

今後の取り組み、どのようなことに力を入れる必要があるかという点でございますけれども、これについては特段町としてこういうものに力を入れて行くという答弁はあり

ませんでした。ただ、捕獲に力を入れていきたいという答えでしたけれども、今の捕獲数を見ますとね、これ以上の捕獲というのはかなり努力しても、そんなには増えないんじゃないかなというふうに考えられるんですね。で、今年初めて1カ所でやった物理柵の設置のように、かなり広い面積を侵入できないようにするというような。やっぱり1つ時限の高い防止対策を広げていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味ではこの、そういうものに取り組めるように、やはり国や県にそういう補助の制度をつくってもらおうよう。また継続して実施してもらおうように、働きかけを強めてもらいたい。さらに物理柵の設置が広がるように、していってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

町長の答弁にもありましたように、安房3市1町ですね、協議会の設立をしました中で、いろいろ情報交換しながら、今後の対策を考えて行きたいというのもあります。また、狩猟免許の取得促進事業、補助金が県からありますんで、町の負担もありますけれども、捕獲にですね、力を強めてですね、今いる有害獣に対する捕獲をしなければ、農作物の被害は少なくなりませんものですから、その辺をですね、補助金、その免許の取得の補助金を活用してですね、今後対策を考えていく必要もあるかなと思っています。

○議長（中村豊）

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

今安房管内で、協議会を設置してというような答えがありました。今その、これは房日にも確か報道されたと思いますけれども、この安房管内での協議会の設置の方の話し合い、現在どうなって、今後どのような方向で進んでいって。いつ頃それが設立されていくのかなど。その辺のことで、分かる範囲でお答え願えますか。

○議長（中村豊）

はい、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

24年度に一応設立をとということで、3市1町の方では話がまとまっていますが、まだどのようにいつってというのは、まだはっきりと決まっておられません。24年度にですね、当初の予算の中に一応協議会の会費ということで、計上はさせていただいているところでございます。

○議長（中村豊）

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

これは、安房4市町でまとまって、いろんなことやっていくと、これはやはり前向きなことだと思いますのでね。やはり力を入れていってほしいなと思います。要望して次に移ります。

次に採石場の問題です。

1点目の採石場の操業をやめるに当たっての条件はという答弁で、これは県の許可の条件になっている元々山だったものだったので、やはり緑化あるいは植林して元に戻すというのが許可条件になっていると答弁がありました。

これ以上の答弁はできないと思うんですけども、現実には、採石場の跡地、緑化されている所は、私見ておりません。若干自然に草が生えてきたかなという所は見られるにしても、これまでの経緯を見ますと、指導はしているんでしょうけれども、条件どおりに緑化されているのは見ておりません。

これは県の認可事業ですのでね、町は県に要望するとか、業者に一定の働きかけをすることぐらいしかできないと思うんですね。そういう意味で、この実際には認可条件が守られないまま、操業が終わってしまったとかいうのが実態だと思うんですね。そういう意味で、やはり操業中のうちからもう採石をやめた所についてはね、緑化をするようにやはり強力な働きかけ、これは町からも県への要望をもっともっと強くしていかないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょう。

○議長（中村豊）

はい、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

終わった所についてはですね、いろいろ県の方でも指導はしております。ただ、業者の方としてもなかなか難しいところがあるのか分かりませんが、県と町も指導をしているところでございます。

○議長（中村豊）

はい、三国君。

○12番（三国幸次君）

これにつきましてはね、これ以上聞いてももう進展はないと思います。とにかく指導するしかないと思いますのでね。でも実態は緑化されていないと、守られていないというのが実態だと。これを申し上げて、次に移りたいと思います。

2点目の、現在搬出していない採石場の後始末の状況ということでの答弁の中で、県は危険な所を改善するように業者に計画を出させているというような答弁がありました。そして、業者による立ち入り禁止の柵が設置されているよという答弁がありましたけれども、中の危険な場所については指導はされているけど、そのままなんですね。ただ採石場の中に入れないように柵をしたというだけの状況なんですよ。ここも採石し

ていた業者は既に倒産して、権利が別の業者に二転三転しているんですね。そういう現在の業者が過去の採石場をやったのを、後始末をお金かけてやるかなって言ったら、到底やるわけないですよ。これはもう誰が見ても歴然としていることなんですね。今権利を持っている業者が今後どういう計画を持っているのかもさっぱり分からないし、今後どうなるかもさっぱり分からない状況なんですね。そういう意味でいきますと、県は許可条件に応じた指導はしていると思います。町もそれなりの要望はしていると思いますが、実際にはそれが実行されないというのがこれ、採石場の実態なんですね。そういう意味で私がこれから、これ以上ああしろこうしろと言っても答弁が返ってこないと思いますのでね。やはりこれはもう、県や国、業者に要望を強めていくしかないと思います。

そして3点目とも関連してきてしまいますので、今後の懸念されることはなにか、その対策はということの答弁の中でもやはり許可条件を守ったっていう答弁でしかないんですね。で、採石場の問題を見ますと、もう既に操業をやめたところでも、皆さん御承知のように現在B&Gの建っている、あの所も採石したまま何もしないで終わっております。それから今中学校の所、これも危険な傾斜のまま操業が終わっちゃっています。最終的にあそこは町が中学校を建てるために安全な施工をして、中学校を建てたと。それから後、奥の方で湯沢の採石場なんかもこれもなにもしないまま放置され。自然のままに緑化してきたと。このように採石場を見ますとですね、後始末を認可どおり、認可条件どおりにやっているところはどこもないと。今まで終わったところでもそういうものが見られない。これがやっぱり実態なんですね。業者から言えば採石出すのは一生懸命出してやっても後始末にお金をかけるなんてのは、やらないと思うのが当然なんですね。だから結局、その跡地利用をどうするかというところでいろんなことを考えると。今回私が何故この採石場の跡地について、一般質問したかと言いますと、ある業者が先だっただの日曜日、26日に採石場跡地計画についてという地元説明会を行いました。これ私出席していないので、内容がどんなものかよく分からないんですね。これが、担当者に聞きましたら、町の方にはなんの正式なものも来ていないということで、町としても情報はない。そういう中で地元説明会が開かれたということは、県に事前申請の手続きを始めたというふうに私は思うんです。採石場の跡地の有効利用、これは大事だと思います。町にとっても重要な問題だと思います。基本的には元々山だったから森林、緑化するというのは基本でしょうけれども、現在も全住宅地に匹敵するほどの山が削られて、広大な空き地になっているのが航空写真で分かるんですね。それを緑化なんて、膨大なお金をかけてやるはずがないんです。となるとどういう形で安全な所にするかと言えば、掘って穴の開いた所をなんらかで埋めなければいけない。平らな土地にしなきゃいけない。ということで、これまでも鋸南町には残土の持ち込みの計画などがありました。しかし、県外などの建設残土の持ち込み、あまりにもリスクが多いということで、

鋸南町ではそれをストップしております。やはり今後懸念されることは、採石を取るために下へ下へと掘り進んで、それを戻すのには何十メートルもの広大な土地を埋め戻さなければいけないというような、採石場の状況があります。これをいかに安全なもので埋めて、後有効利用するかというのが鋸南町にとっても大変重要な問題だと思っておりますので、私この問題、これ以上言っても答弁としては県の許可、認可事業なので、町としてはとにかく意見を言うしかないということだと思っております。そういうことなので、この本会議では、この説明会のこととか、その業者のことについてこれ以上質問することができないと思っておりますので、できれば議長にお願いですが、全員協議会を開いて、この地元説明会の内容とか、今後どういうふうになっていくのか。議会として、町としても共通認識を持つ必要があると思っておりますので、全員協議会を開くよう、要望して質問を終わります。

○議長（中村豊）

はい、検討しておきます。

◎一般質問

◎4番 鈴木辰也君

○議長（中村豊）

続きまして、鈴木辰也君の質問を許します。

鈴木さん、質問席にお願いします。

鈴木辰也君の質問を許します。

4番 鈴木辰也君。

[4番 鈴木辰也君 質問席に着く]

[ベルが鳴る]

○4番（鈴木辰也君）

それでは、一般質問させていただきます。

私は「行財政改革について」質問いたします。

9月議会の質問で、町管理職で構成する行財政改革推進本部会議にて、海洋センター・資料館・鋸南町老人福祉センター等の公共施設に関する運営方法を直営方式で行っていくとの答弁がありました。

今日までどのような改善策が行われたのか、行われた改善策の効果はどうであったのか、さらに今後どのような対策を立て、運営していくのかお伺いいたします。

また、循環バスの運営についても今後どのような対策を行っていくのかお伺いします。

質問を終わります。

○議長（中村豊）

4番 鈴木辰也君の質問に対して、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

それでは、鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

「行財政改革について」お答えをいたします。

海洋センター、資料館及び佐久間の老人福祉センターについて、今日までどのような改善策が行われたのか。また行われた改善策の効果はどうであったかということですが、そして、今後ですね、このような、どのような対策を立てて運営をしていくのかと、についてであります。昨年の9月の議会以降における改善策及びその効果につきまして、施設ごとにお答えをさせていただきます。

まず、海洋センターでございますが、改善を行った事項として、年末の12月26日から30日までの間、事前予約による開館、さらには12月からアリーナの利用時間の細分化を行いました。

利用者の拡大を図るために行ったアリーナの予約期間の細分化につきましては、今のところ予約状況に大きな変化はありません。一方、年末の開館では、プール使用で1団体、5日間で延べ192人の利用がありました。アリーナの使用では1団体、2日間で延べ22人の利用がございました。閉館していた年末の期間において、一定の利用の促進が図られたものと考えております。

海洋センターにおける今後の改善予定では、本年4月から予約期間の延長を行います。従前は3カ月前からの施設の予約となっていたところ、民間の施設と同程度の6カ月くらい、6カ月前からの施設予約を行うことといたしまして、各種団体の利用に便宜を図ることで、利用者の拡大を目指そうとするものでございます。

次に、中央公民館であります。海洋センターと同様に、年末における事前予約による開館を行いました。昨年は年末の29日と30日の2日間の開館延長でありましたが、事前の予約はなく、結果的には閉館となりました。

今後の改善予定であります。海洋センターと同様に、3カ月前からの施設の予約を6カ月前からとし、利用者の日程調整等を容易にすることによりまして、利用促進を図ろうとするものであります。

次に、歴史民俗資料館であります。昨年と同様に年始めの1月2日、3日の2日間、開館いたしました。通常の休日における入館者数が50人から60人程度のところ、年始2日間では152人の入館者数となったことから、水仙観光などとの相乗効果が表れたものと認識をしており、今後も引き続き年始の開館を行っていく予定でございます。

その他、魅力ある展覧会の開催や、博物館や観光施設へのポスター、チラシの配布、あるいはテレビ放映、看板の設置などPR活動の充実も図ってまいりました。

教育関係の、教育関連の3つの施設に関する今後の運営方針であります。昨年の9月議会における一般質問におきましてお答えしたとおり、直営による施設運営を引き続き行う中で、経費の削減と利用者拡大等による収入増に努め、施設運営に係る収支差をつめて、縮めていきたいと考えております。

今後も安全面等を考慮した中、上で、可能な限り臨時職員による施設運営を行い、経費の削減に努めます。

また、収入増に関しましては、開館日の拡大や利便性の向上を図ることで利用者数の増加を目指してまいります。さらには、受益者負担の原則に基づき、減免規定の見直しも検討をしていかなければならないと考えております。

次に、佐久間老人福祉センターにおける改善策であります。例年1月5日からの開館を、本年から1月3日からの開館といたしました。年始2日間の利用者は63人で、月間の一日平均利用者とはほぼ同程度の入り込みとなっています。

今後の改善予定では、平成24年度を試行年度と位置付けまして、土日・祝日に限って、開館時間を2時間延長いたします。近年、町外者の利用が増加傾向にあることから、時間延長を行うことによる利用客数の推移を調査をしようとするもので、この結果を踏まえ、今後の開館時間などの検討材料としてまいりたいと考えております。その他、平成24年度におきまして、施設の内装を一部改修いたします。利用者の皆様に少しでも快適に過ごしていただけるよう、財政状況を勘案した上で、今後も施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。特に、本施設の温泉化につきましては、佐久間地域の皆様から強い要望が、をいただいております。できる限り早期の実現に向け、取り組んでいきたいと考えております。

今後の運営方針であります。老人福祉法に基づき整備された施設であることから、老人福祉の観点から支障となるような運営は慎むべきとは思いますが、笑楽の湯を観光施設として、町内外の方に広く御利用いただくことに特段の制約があるわけではありません。温泉化を始め、水仙や桜などの花観光と有機的に結び付けた形の施設整備あるいは運営を心がけ、利用者の増加に努めていきたいと考えております。

各施設の改善策につきまして述べさせていただきましたが、今後、各施設の利活用を高めていくためには、改善内容も含め情報提供の徹底を図る必要があると強く感じております。町のホームページや町報はもちろんのこと、様々な場面、媒体を通じて、PR活動を行うよう徹底してまいりたいと思っております。

次に、御質問の「循環バスの運営について、今後どのような対策を行っていくのか」についてであります。循環バスの運営状況は、御承知のとおり、年々料金収入が減少をし、町負担が増加をしています。平成22年度における料金収入とバス運行委託費の

差額は1,300万円ほどで、循環バス導入前の地方バス路線維持補助金とほぼ同額となっています。

しかしながら、以前の運行が県道鴨川保田線、外野勝山線を中心に別系統で運行されていたのに対し、現在はバス2台により町内を循環する方法で運行していることから、利用者の利便性は向上しているものと思っております。また、従前の運行に対する町補助金については、年々増加傾向にあり、さらには、県内の自治体運営のバスの運行状況や、地方におけるバス事業者による路線バスの状況を考えますと、当町における特殊要因ではなく、高齢者をはじめ交通弱者対策として、住民福祉の観点から、やむを得ない支出であると考えております。

議員御質問の今後の対策についてであります。当面は現在町が所有しております小型バスによって運行を行ってまいります。今後、運行の形態や方法など新たな検討を行う時期につきましては、当該バスの買い替え時期を見据え、行ってまいりたいと考えております。なお、現在走行していますバスは、平成14年に購入したもので、10年を経過しておりますが、一般的な耐用年数では15年程とお聞きしておりますことから、4年から5年後を見据え、新たな運行形態等の検討を行う必要があると考えております。その際には、福祉タクシー利用助成や社会福祉協議会が行っております福祉移送サービスの状況、あるいは高速バスや電車など公共交通との連携など、高齢者の交通手段の確保を主とした、町全体の交通体系などを勘案した中で運行形態を検討をしていきたいと考えております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（中村豊）

4番鈴木辰也君、再質問、ありますか。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

それではまず佐久間の老人福祉センターについてお伺いしますが、この施設は老人福祉法に基づいて整備された施設であるということ。その観点から今後も運営していくことですが、笑楽の湯を観光施設として、町内外の人に多く利用していただくこともやぶさかではないということで、そのためにも温泉化を初め、花観光と有機的に結びつけた形の施設整備あるいは運営を心掛ける。それで利用者を増やしていくとのことですね。それで、温泉化については、できる限り早期に実現をしていく、仮に温泉を掘削して、温泉化ができて、観光客等ですね、入浴客が増えた場合にですね、今までどおりの福祉施設、主に福祉施設としての運営方法でいくのか。それとも観光施設としての観点を主にして運営し、またその中で老人福祉としても利用していただくようになるのか。まあ、福祉と観光大分観点が、見る観点も違うと思いますけれども、町長はそのところどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

鈴木議員のですね、観光の視点とですね、福祉の視点というようなことの質問でございますけれども、私はですね、観光の視点もですね、福祉の視点もですね、利用形態には変わりはないわけでありまして、特に観光ですと、特に福祉ですとというような形での利用形態はですね、考えなくてもよろしいのではないのかなど。福祉の使い方でも結局観光の使い方でもですね、あそこでお風呂に入るという形態と、そしてまた、多少の休憩をするという形態は同じでありまして、ただしその福祉の形態の中にですね、通所型の利用の仕方もあるし、当然老人クラブの皆さんがですね、総会等で使う形態もあるしということでもありますから、これはあのですね、視点を別に観光ですとか、福祉ですとか、とらえる必要はまったくない。お互いにですね、使い勝手の良い形で使っていただくという視点を持っておりますし、特にこの施設についてはですね、佐久間地区のですね、重要な拠点だと私は思っております。当然佐久間小学校が勝山小学校と統合をしてですね、農協さんもあそこに支店がないという中で、町の佐久間地区の町の拠点として、非常に重要な位置付けをですね、持っていると思いますので、今後も利用促進を図りながら、地域の拠点としての活用も考えていかなければならないものだと、そう思っております。

○議長（中村豊）

はい、4番鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

今の答弁ですけれども、視点は一緒だと。運営していくには、利用者の人がとにかく福祉にしても、観光にしても利用しやすい状況をつくっていくということですので、今は所掌が保健福祉課、それで保健福祉課の所掌の担当の中ではですね、なかなか今度保健福祉の分野を離れてですね、いろんな施策をすることが、今の体制上できるのか。できるだけですね、役場の課内ですと、課同士で、横の連絡をですね、できる限り密に取っていただいて、町長の今言ったような運営方法ができるようにですね、今後していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中村豊）

はい、白石町長。

○町長（白石治和君）

これはあのですね、当然そういうことでありまして、どこのセクションがどうのっていう話は確かにあるんです。確かにどこのセクションがどうっていう話はあるんですけど、役場の仕事はすべて一緒ですから、それぞれの課がですね、連携しながらいろいろなことを考えていくと。これはもう必要なことでもありますので、当然、運営のしやす

いと言いますかね、そういう形をですね、今後も目指していきたいとそう思います。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

それでは次にですね、教育施設の、教育関連の3施設に関する今後の運営方針でございますけれども、答弁にあったように、経費の削減と、利用者拡大等による収入増に努めて、施設運営にかかる収支差を縮めていくと。これはもう、そのとおりだと思います。ただ、行政というのは民間と違いますんで、収支差をゼロにするとか、利益を上げるとかそういうところ等がですね、目標、目的ではないと思いますね。それで、町としての考え方としての着地点って言うんですかね。その収支差をどのくらいまで縮めていけばいいのか。今の状況でいいのか。いろいろな判断があると思います。それで今町で年間ですね、それぞれの施設で収支の差があって、持ち出し分があると思うんですけれども、それをどのくらい縮めるのか。今のままでいいのか。そういう判断がですね。判断というか、目標がですね、私は必要ではないかなと、行政、行財政改革を行っていく上で、これからどのような施策をしていく、その施策を立てるにあたってですね、その着地点、目標が必要だと思いますけれども、今町としてですね、その目標数値っていうのを設定して、行財政改革として取り組んでいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、では菊間教育課長。

○教育課長（菊間幸一君）

公民館・海洋センター等につきましては、社会教育施設でございまして、町民の皆様にはですね、生涯学習の施設として活用いただいたところでございます。しからばですね、これにつきましては、例えばスポーツ少年団、100%免除。あるいは体協90%免除等のことになっておりまして、経費の削減につきましては、いろいろ出ましたとおり、人件費の削減とかですね、いろいろ対応してきました。今経費の削減についてはもうそろそろ限界がきているのかなと思っております。そうしますと、収入増を図っていくということになります、今申し上げましたとおり、社会、生涯学習施設としての利用と考えた場合にはやはりスポーツ少年団、体協等の減免は見直すのはその次であって、その前にやはり収入増を図るためには町外者の皆さんに多く利用していただいて、利用増進を図って、なおかつ収入を上げるというような形の中で対応をしていくことがまず第1だというふうに考えているところでございます。そういうことで、なかなか数値の目標と言いますと、なかなか難しいわけでございまして。今現在の状況においては、やはり前年度対比を少しでも縮めるって言うんですかね。そのような状況の中で対応させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、4番鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

今課長が答弁いただいたように前年比よりも少しでも良くする。それが今の町の目標になるのではないかなと思います。去年は3月11日に大震災があって、観光客の入り数も減って、資料館等の入館者も減ったという報告がありましたけれども、経済ですから、目標を挙げて、それを100%クリアできるとは、それはいろんな状況がありますから、そうそうクリアできるとは思いません。ただそういう目標をですね、掲げない限りですね、どの方向に向かって改革が進んでいくのかということがなかなか見えてこないと思いますので、そういった目標があればですね、前年比以上のことをやるということですね、そういう施設運営についても、努力していただきたいと思います。

次にですね、循環バスについてお伺いしますが、循環バスの料金収入とバス運行委託費の差額が今1,300、約1,300万ということで、高齢者を初め交通弱者対策としては住民福祉の観点からやむを得ない支出であるという答弁でありました。私はこの循環バスについてはですね、これが町の答えだと思います。ですから、これから考えなければならぬのが、もうこれだけの持ち出しは交通弱者の人に対して鋸南町はやるべきことだと私も思いますので、この1,300万の支出で今の循環バス以上にですね、もっと便利で利用者増が見込めるような新たな交通システムを構築すること、そのことによってですね、利用者が増えれば収入、結果的には収入も増えてくるわけですから、この4・5年、4年から5年後にバスの購入、更新の時期が来るということですから、4・5年後までにはですね、新たな運行形態等の検討を行わなければいけないと思います。今現在ですね、町の方で検討の材料となっているような、案件があるのでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

循環バスの関係につきましては、22年の3月の議会にも三国議員さんの方から御質問があったわけですが、例えばそのデマンド型のタクシーの運行あるいはタクシーではなくて、デマンド型もバスというようなことで、近頃そういう運行をしているような自治体もあるようでございますので、それらを状況をですね、確認しながら町に果たして馴染むものかどうか、いろいろ検討する課題があると思いますけれども、そのようなことにつきまして、内部でですね、検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君。

○4番（鈴木辰也）

今福祉タクシーとか、福祉輸送サービス、社協と町でやっている事業がありますけれ

ども、これらはですね、障害者の方とか、要介護認定、要支援の認定をされた方が利用されていると、そうすると鋸南町には健康なお年寄りの方が沢山いて、免許を持っていない。そうすると今循環バスを利用している。ただ、循環バスが今使い勝手が良いかって言ったら、必ずしも良い、使い勝手の良い状況ではないのかなという思いもありますし。そうすると後はタクシーを呼ぶ。そうすると今デマンドの、デマンド型タクシーの運行の話もちらっと出ましたけれども、私はもうその、私なりに調べてそのデマンド型タクシーの、デマンド型バスですね。運行をしている所でもですね、実証実験としていわゆる1年から2年くらいやり、今は町の、この鋸南町にこの交通システムがですね、合うかどうか、それが非常に、合わなければ導入しても仕方ありませんので、それが合う合わないがですね、その実験をやるにもですね、1年から2年、それで今バスの更新時期が長く見ても5年ということですから、後1・2年のうちにはですね、しっかりとそういう実証実験等をやるかやらないかではなくて、私は是非やっていただいて、この鋸南町ですね、交通弱者の方に対するですね、町としてのサービスとしてですね、もしそういう結果として、鋸南町に合うシステムであれば、循環バスに代わる新たな交通システムとしてですね、是非取り入れていっていただきたいと思います。ただそれが町に合うか合わないかは実験をやってみた後でなければ分からないというのは確かにありますけれども、ただ時間があまりありません。ここで今検討をしているということで今課長の方から答弁をいただきましたけれども、それをですね、実際予算化をして、やっていくのかどうか。

町長いかがでしょうか。

○議長（中村豊）

はい、町長。

○町長（白石治和君）

このことはですね、鈴木議員今おっしゃいましたけれども、交通弱者というような表現がなされました。私は当然交通弱者の方ですね、対策という視点もございますけれども、もう1つはですね、やっぱりこれは公共交通機関という非常に重要なですね、役割もあるわけでありますから、この循環バスの今の形態がですね、これはすべてパーフェクトで良いという形ではないわけでありますので、常にですね、これは検討してまいらなければならないと思いますし、デマンド型ですね、ある意味ではタクシーではなくてですね、デマンド型のバスというものが、全国各地でいろんな形で今運行をされておりますので、我が町でそれを実証実験をとということではなくてですね、十分研究をすることはできると思いますから。これは当然実証実験をやるということになればお金のかかる話でありますので、国なり県なり、補助制度を受けてやることができれば、これは実証実験もやぶさかではないと思います。しかし、一般財源をですね、投入してですね、なかなかやるというのもこれはまた難しい話だろうということも思いますので、こ

のことについてはですね、十二分にですね、仮に実証実験をやらないにしてもですね、検討は十分させていただきたいと思います。

これは交通弱者の対策と、もう1点は公共交通機関を持つというこの2点ですね、十分検討をさせていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、4番鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

是非ですね、4・5年後のバスの更新時期までには、答えを出していただきたいと思っています

終わります。

○議長（中村豊）

以上で、鈴木君の質問を終了します。

ここで、1時30分まで休憩します。

なお、鋸南町表彰式が午後1時15分から、この場で行われます。時間前に参集願います。

…………… 休憩・12時10分 ……………

…………… 再開・13時39分 ……………

◎発議案第1号の説明、質問、討論、採決

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5 発議案第1号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者、鈴木辰也君から提案理由の説明を求めます。

4番 鈴木辰也君。

[4番 鈴木辰也君 登壇]

○4番（鈴木辰也君）

発議案第1号「議会の議員の報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、私のほか4名の議員の賛成を得て、提出したものであります。

引き続き、議員の報酬年額の削減をしようとするものです。

私たち鋸南町議会議員は、町民から選ばれた代表であるとのプライドを持ち、付託を受けて町民の声を議会に反映し、行政を動かし、町民の幸福な生活を担う使命がありま

す。そのためには、我々は、執行部に対して様々な提案・意見を出し、又、行政運営を監視するなど果たさなければならない責務があります。議員は、町民一人ひとりの生活を知り、積極的にその役割を果たさなければならないものと思います。

そのようなことから、今の町民の暮らしを見ますと、円高、不況から雇用不安が増し、1次産業はT P P問題等から将来に不安があります。さらには東日本大震災の風評被害による観光客の減少など厳しい状況が続いています。

先の見えない不安にさいなまれているのではないのでしょうか。

一方、町財政は、人口減、高齢化から税収は徐々に落ち込んでいる状況ではあります。行財政改革に積極的に取り組み、経常収支比率、また実質公債費比率も徐々に好転してはいますが、他団体と比較をすればまだまだ改善しなければなりません。

教育施設整備については、勝山小学校特別教室棟建設も目途が立ち、残すは幼稚園の整備となりましたが、未だ道半ばではあります。

執行部も今定例会は一般職も含め、引き続き昨年度同様な削減率の条例改正を提案しています。このことは、町民の生活実態を見据えた的確な判断であると評価をしたいと思います。

議員も町民と同じ視点に立ち、行財政改革を進めていくには自らが実践者として財政支出のカットをして、取り組み姿勢を打ち出すことが必要であると考えます。

以上のことから、鋸南町議会議員の報酬年額を減額するための特例条例の一部改正をし、議長、副議長及び議員の報酬年額を100分の10、引き続き1年間削減しようとするものです。

議員各位の御理解・御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第5 議案第1号「鋸南町暴力団排除条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第1号「鋸南町暴力団排除条例の制定について」御説明を申し上げます。

町長からの提案理由の説明でもございましたとおり、千葉県では千葉県暴力団排除条例を平成23年9月1日から施行し、暴力団を弱体化させる措置として、県の事務・事業から暴力団を排除することや、事業者が暴力団員等に利益供与してはならないことなどを規定しております。今後、地域社会から暴力団排除を進めていくためには、県や各市町村が相互に連携して対策を行う必要があることから、本町においても、町条例を制定し、暴力団排除の姿勢を強く示すものでございます。

それでは条文の方を御覧いただきたいと思っております。

第1条は条例の目的でございますが、暴力団排除に関する町・町民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団排除の推進に必要な事項を定めることにより、町民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は用語の定義を定めたものでございます。

第3条の基本理念ですが、暴力団排除は、暴力団が町民生活や事業活動に不当な影響を与えている存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町・町民・事業者・関係機関及び関係団体が相互の連携・協力により推進するものでございます。

第4条の町の責務ですが、町は国・県その他の関係機関及び関係団体との連携を図り、暴力団排除に関する総合的な施策を推進するものとします。また、暴力団排除に役立つと認められる情報を知った時には、県又は警察署へ情報提供するものでございます。

第5条の町民の責務及び第6条事業者の責務でございますが、町民及び事業者は、自主的に暴力団排除に取り組み、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう求めるものとします。また、暴力団員等による不当な要求があった場合には、これ

を排除するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、暴力団排除に役立つと認められる情報を知った時は、町へ情報提供するよう努めるものでございます。

第7条では、条例の適用に当たっては、町民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとします。運用上の注意の規定でございます。

第8条は、推進体制の整備について、規定をするものでございます。

第9条以降につきましては、基本的な施策等に係るものであります。

第9条は、町の事務から、事務等からの暴力団の排除の規定で、町は公共工事などの契約事務その他の町の事務・事業が暴力団の利益とならないよう、入札への参加制限その他の必要な措置を講ずるものとします。

第10条は県への協力についての規定でございます。

第11条及び第13条では、町民、事業者等への支援及び警察署との連携についての規定でございます。暴力団の排除に取り組むことができるよう、情報の提供、指導などの支援を行い、保護措置に必要な協力をするものでございます。

第12条につきましては広報活動についての規定でございます。

第14条では、町は、学校等において、暴力団排除の重要性、暴力団への加入防止及び暴力団員による犯罪被害防止についての教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとするものでございます。

第15条でございますが、利益供与の禁止でございます。町民及び事業者は暴力団員等に対し、暴力団の威力を利用する目的又は利用したことで利益供与をしてはならないものとしたします。また、暴力団員等に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で利益供与をしてはならないことを規定するものでございます。

第16条は規則への委任規定でございます。

以上が条例の主な内容でございますが、本条例の施行日は平成24年4月1日にしようとするものでございます。

なお、近隣の状況を申し上げますと館山市及び南房総市につきましては、3月議会に上程予定であり、鴨川市については、6月議会に上程予定と聞いているところでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第7 議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」について御説明を申し上げます。

新旧対照表を、御覧いただきたいと思います。

本条例改正につきましては、平成23年8月24日、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、別表の区分欄がございます、体育指導員をスポーツ推進委員に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

ないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第8 議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本特例条例は、町長の給料月額について30%削減、副町長及び教育長については20%削減する内容で、当町にとって財政健全化が不可欠であり、行財政改革の観点から、特別職の給料月額を削減するため、平成17年3月議会で議決をいただいたものがあります。

本条例は本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、さらに1年、平成25年3月31日まで延長いたしたく、条例改正をお願いするものでございます。

なお、本条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第9 議案第4号「町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第4号「町長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例改正も、議案第3号と同様に、特別職の期末手当についても、引き続き、削減をお願いしようとするものでございます。内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当については、年間3.95カ月を2.6カ月に削減し、いわゆる役職加算率は本則15%を、ゼロ%支給とするものでございます。

なお、本条例も1年の時限的措置として、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第10 議案第5号「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第5号「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

平成19年1月1日から実施している、一般職、一般職員の給料を100分の3減額、及び第10条の適用を受ける職員、課長及び室長等管理職手当支給対象職員については100分の4、減額する措置につきましては、本年3月31日までの期限付きでございましたが、現在の財政状況からさらに1年、平成25年3月31日まで延長いたしたく、条例改正をするものでございます。

また、附則に規定しております、経過措置における、取扱いにつきましては、千葉県と同様とし、平成24年3月31日における差額措置額、現給補償額でございますが、の5分の1を乗じて得た額を減額基準額とし、24年4月1日から起算して1年を経過

するごとに減額基準額を加えた額を減じて給与を支給するものです。

24年につきましては、現給補償の5分の1、25年は5分の2、26年は5分の3、27年は5分の4、28年は5分の5と、5年後に差額措置についてを廃止する内容でございます。

本条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありますか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありますか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第11 議案第6号「諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第6号「諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正、一部を改正する条例の制定について」御説明を申し上げます。

この条例改正は、改正する内容に関連があることから、3本の条例改正を一括で行

うものでございます。改正する内容については、督促状1通について20円の手数料を徴収する規定を削除しようとするものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

1つ目の「諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」の改正内容でございますが、2点あります。1つ目は条例の題名から手数料の文言を削除し、改正後の条例名を「諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改めようとするものでございます。2点目は、第2条第3項の規定でございます、督促手数料、督促状1通について20円の手数料を徴収する規定を削除し、第4項を第3項に繰り上げをするものでございます。

2つ目の「鋸南町国民健康保険条例」の一部改正でございますが、第22条に規定をいたします、保険料の督促手数料についての規定を削除しようとするものでございます。

3つ目の「鋸南町準用河川占用料徴収条例」につきましては、1つ目の条例改正に伴い、第6条第2項で引用いたします条例の名称が変わることから、「諸収入金督促及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改めようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては、24年4月1日から施行しようとするものでございます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、9番笹生君。

○9番（笹生正己君）

私の勘違いだったら申し訳ないんですけども、この条例の手数料を徴収するってなってますけど、全員協議会でもそうだったんですけども、本当の議場では直してあるかと思ったんですけど。これ確か「徴収しなければならない」というもっと強い言い方で例規集に私はあると思ったんですけど。

勘違いだったらすぐ今の発言を取り消します。

○議長（中村豊）

税務住民課長渡邊君。

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

ただいまの御質問ですが、税条例は「督促手数料を徴収しなければならない」という規定でございます。他は「徴収する」というような規定でございます。

税条例がです。税条例。これは諸収入金の方ですので、これは「徴収する」という規定ですけれども。

○議長（中村豊）

笹生君よろしいですか。

○9番（笹生正己君）

はい。

○議長（中村豊）

他に質疑のある方。

○議長（中村豊）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第12 議案第7号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。失礼しました。

税務住民課長 渡邊昌廣 君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第7号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

「復興増税法など東日本大震災の復興財源を賄うための関連法案」が公布となり地方税法が改正され、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第 10 条では、地方税法第 330 条で、「督促状を発した場合は、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる」という規定を受けまして、督促手数料を徴収する規定を設けてありましたが、実際には徴収実績がなく規定を削除するものでございます。第 20 条の 6 では、寄附金税額控除について規定していますが、所得税法上の認定 N P O 法人以外の N P O 法人に対する寄附金でも条例で規定することにより、寄附金控除の対象とするものでございます。第 79 条では、たばこ税の税率について規定していますが、1,000 本につき、4,618 円を 5,262 円に改正するものでございます。

2 ページを御覧ください。

附則第 11 条の 2 では、旧 3 級品のたばこ税の税率の特例について規定していますが、1,000 本につき、2,190 円を 2,495 円に改正するものでございます。附則第 15 条では、退職所得の分離課税に係る 10%の税額控除について規定しておりますが、最近の金利情勢等を踏まえ、10%税額控除が廃止されたことに伴い、規定を削除するものでございます。附則第 30 条では、東日本大震災により住宅や家財等に係る損失の雑損控除の特例について規定しておりますが、地方税法の改正に伴い規定の整備を行うものです。

3 ページを御覧ください。

附則第 32 条では、個人町民税の税率の特例について定めるもので、復興増税法の規定により、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、個人町民税の均等割 3,000 円に 500 円を加算して、3,500 円にしようとするものでございます。

最後にこの条例は、公布の日から施行し、寄附金控除の拡充及び督促手数料の廃止につきましては、平成 24 年 4 月 1 日、退職所得 10%税額控除の廃止につきましては、平成 25 年 1 月 1 日、たばこ税の税源移譲につきましては、平成 25 年 4 月 1 日からそれぞれ施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第13 議案第8号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第8号 「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成24年度から始まります第5期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率を改めようとするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第3条でございますが、平成24年度から26年度までの各年度における保険料率を、第1号被保険者の所得区分に応じまして、それぞれ各号に定める額にしようとするものでございます。第1号及び第2号では、2万7,100円を2万8,300円に、第3号では、4万700円を4万2,400円に、第4号では5万4,200円を5万6,500円に、第5号では6万7,800円を7万700円に、第6号では8万1,300円を8万4,800円に、改めるものでございます。

また、併せて、第9条の督促手数料の規定につきましても、他の関係条例と足並みを揃えまして、削除させていただくものでございます。

なお、本条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございますが、経過措置といたしまして、平成23年度以前の保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

かなり基金を活用して値上げを抑えたという点は評価したいと思います。

これによって、安房管内での介護保険料、どのような推移になるのか、他の町村どうなるのか。他ではもっと値上げ幅が多いと聞いておりますので、その辺お答え願えますか。

○議長（中村豊）

保健福祉課長前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

今御質問の安房管内のそれぞれの市ですね、状況はどうかということでございますが、明確な、確定した数値は私の方は情報を入手してございません。ただ、状況の推移の中では鋸南町はその中でも保険料が一番低いであろうという状況まで来てございます。

以上です。

○議長（中村豊）

他に。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第14 議案第9号「鋸南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 福原傳夫君。

〔地域振興課長 福原傳夫君 登壇〕

○地域振興課長（福原傳夫君）

議案第9号「鋸南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

条例の一部改正は、国が実施いたしました第1次一括法による諸法の改正に伴い、上位法である公営住宅法、同施行令等が改正されたことにより、鋸南町町営住宅管理条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

この一部改正の主なものにつきましては、条例の名称の変更、公営住宅の整備基準の制定、条例への入居者要件の明記でございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

条例の題名でございますが「鋸南町町営住宅管理条例」から管理の字句を削除し、鋸南町町営住宅、鋸南町町営住宅条例とします。これは町営、失礼しました。これは公営住宅法第5条の変更により、町営住宅の整備基準が町条例に委任されることになり、条項の追加と共に、町営住宅の整備に関する規則も併せて制定する必要が出てまいりました。既に関連規則として、町営住宅管理規則がございますので、整備と管理の2つの規則ができることから、条例名から管理の語句を削除するものでございます。

第2条の2は、公営住宅等の整備基準を新たに加えようとするものでございます。これは公営住宅等の整備基準は公営住宅、公営住宅法第5条で定めておりますが、「事業主体が条例で定める」と改正されたことから、整備基準を規則で定めることを明記する条文を第2条と第3条の間に加えるものでございます。

第5条の入居者の資格では入居者資格を規定していた公営住宅法施行令第6条が、収入に関する要件を残し、その他の入居要件を全て削除されたため、削除された要件を現行の町条例に追加、明記する必要があり、現行5条の全文改正を行うものでございます。

第6条第1項以降、第45条第1項までにつきましては、第5条の改正に伴います適用条文の変更及び削除されたことによる、字句の変更、削除を行うものでございます。

本条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 15 議案第 10 号「鋸南町立公民館に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 菊間幸一君。

〔教育課長 菊間幸一君 登壇〕

○教育課長（菊間幸一君）

議案第 10 号「鋸南町立公民館に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第 2 次一括法の平成 23 年 8 月 30 日公布に伴い、社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定められていた公民館運営審議会委員の委嘱・任命の基準が削除されるとともに、当該委嘱・任命の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

本条例のうち、第7条の審議会の委員の定数及び任期について改正をお願いしようとするものであります。

改正点であります。第7条第1項で審議会の委員定数を12名から12名以内に改めようとするものであります。これは、現在審議会委員を9名の社会教育委員にお願いしておりますので、12名以内とするものであります。

次に、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参考にして、同条第2項で「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」を追加するものであります。

また、現行第2項を第3項、第3項を第4項と繰り下げ、委員の委嘱の要件が法第30条第1項から追加いたしました同条第2項での規定となりますので、併せて改めようとするものであります。

なお、本条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 16 議案第 11 号「千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 11 号「千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」御説明を申し上げます。

本、総合事務組合同規約の改正は、銚子市及び松戸市から、共同処理事務の追加依頼があったため、組合同規約の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧願います。

下の欄が現行、上の欄が改正案でございます。別表第 2 は、組合の共同処理に係る事務と団体の表であります。

松戸市につきましては新たに、第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事務、これは、議会議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償についての事務でございます。同じく、第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事務。これは非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償についての事務の規定でございます。松戸市につきましては、非常勤公務員の公務の災害補償にかかる共同処理事務の追加をしようとするものでございます。

また、銚子市につきましては、第 3 条第 1 項第 11 号に掲げます事務。公平委員会に関する事務についての共同処理を追加しようとするものでございます。

なお、この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、組合同規約の改正につきまして、関係市町村と協議をするに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 17 議案第 12 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 12 号「人権擁護委員候補者の推薦について」御説明申し上げます。

現人権擁護委員である増岡光子さんが、本年 6 月 30 日を以て任期満了となりますので、引き続き、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出した次第でございます。

推薦しようとする方は、住所鋸南町下佐久間 2541 番地の 8、氏名増岡光子、生年月日昭和 22 年 9 月 18 日でございます。

任期は法務大臣の委嘱状交付の日から、3 年でございます。

なお、資料といたしまして、公職歴をお手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

本案を、原案のとおり推薦することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたします。

明日8日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

なお、終了後2時40分より全員協議会を開催しますので、委員会室へお願いいたします。

御苦勞さまでした。

…………… 散 会 ・ 1 4 時 2 6 分 ……………

平成24年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成24年3月8日 午前10時開議

日程第1	議案第13号	平成23年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について
日程第2	議案第14号	平成23年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第3	議案第15号	平成23年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第4	議案第16号	平成23年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第5	議案第17号	平成23年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
日程第6	議案第18号	平成23年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第7	議案第19号	平成24年度鋸南町一般会計予算について
日程第8	議案第20号	平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第9	議案第21号	平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10	議案第22号	平成24年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第11	議案第23号	平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第12	議案第24号	平成24年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊	信廣	君	2番	小藤	田一	幸君
3番	緒方	猛	君	4番	鈴木	辰也	君
5番	手塚	節	君	6番	黒川	大司	君
7番	伊藤	茂明	君	8番	松岡	直行	君
9番	笹生	正己	君	10番	平島	孝一	郎君
11番	中村	豊	君	12番	三国	幸次	君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石 治和 君	副	町	長	川名 吾一 君	
会	計	管	理	者	篠	原 一成 君	
税	務	住	民	課	長	渡	邊 昌廣 君
地	域	振	興	課	長	福	原 傳夫 君
水	道	課	長	能	重	登 君	
総	務	管	理	室	長	三	瓶 睦 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事	務	局	長	高	橋 一利	書	記	醍	醐 陽子
---	---	---	---	---	------	---	---	---	------

◎開議の宣言

○議長（中村豊）

皆さん、おはようございます。

第1日目に引き続き議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第1 議案第13号 「平成23年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第13号「平成23年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）」について御説明をいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ2,641万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,083万6,000円とするものでございます。

最終補正であり、決算を見込んでの歳入歳出補正をお願いしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

議会費でございますが、4節共済費、職員共済組合負担金12万円の補正をお願いしております。共済組合の負担金につきましては、長期共済負担金の基礎年金に係る負担率改正によりまして、共済費の増額をお願いするものでございますが、予算、各費目ごとに計上してございます。共済費の補正の合計で442万9,000円の補正をお願いしているところでございます。

第2款、総務費、4目企画費でございますが、鋸南町まちづくり支援事業補助金、60万円の減額でございます。当初予算では7団体分の補助を予定いたしました、実績は1団体のみでしたので、減額をお願いするものでございます。

第6目の諸費でございます。広域市町村圏事務組合負担金につきましては、新火葬場建設事業、常備消防費等の確定によりまして、1,023万5,000円の減をするものでございます。

20ページをお願いいたします。

選挙費でございますが、千葉県議会議員選挙費につきましては無投票でございました。また鋸南町長・議会議員選挙におきます執行残、191万8,000円を減額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

民生費、第1項、第3目、老人福祉費でございます。13節の委託料、老人保護措置事業委託料につきましては、入所者が3名減になったことによりまして、192万8,000円の減額をいたすところでございます。また19節の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、見込みによりまして、407万1,000円の減額をするものです。

22ページをお願いします。

5目の介護保険費でございます。介護保険特別会計繰出金696万2,000円の減額でございますが、介護給付費負担金の減により、減額をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

一番下の欄になりますが、扶助費でございます。子ども手当費につきましては、平成23年10月からの制度改正により1,910万1,000円の減額となったものでございます。

24ページをお願いします。

第3目の保育費でございますが、財源内訳の補正でございます。その他財源の279万8,000円につきましては保育料の増及び受託事業収入の増によりまして、財源の変更をお願いするものでございます。4款衛生費、3目環境衛生費でございます。家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金、378万円の減でございますが、当初30基分を見込みましたが、実績が21基でございましたので、予算の減額をお願いするものでございます。5目の病院費でございます。病院会計繰出金、274万2,000円の減額につきましては、病院で行いました、浄化槽改修工事費が確定したことによりまして、繰出金の減額をお願いするものでございます。

25ページをお願いいたします。

2目の農業総務費でございます。19節、鋸南土地改良区施設維持管理補助金34万5,000円でございます。本事業につきましては、鋸南土地改良区が事業主体となり、国の第4次補正予算事業により、農業用排水路改修工事5カ所を実施するものでござい

ます。事業費の総額につきましては234万4,000円。そのうち国が55%、町負担15%でございます。町負担分の補助金を計上させていただきました。なお、この事業につきましては、平成24年度へ繰越しをして実施をする予定でございます。第3目の農業振興費でございます。13節委託料、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託127万円の増額でございますが、イノシシ等の捕獲頭数の増に伴いまして、委託料の増額補正をお願いするものでございます。

27ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。1項、2目の防災対策費、急傾斜地崩壊対策事業負担金280万円でございます。本事業につきましては、千葉県が事業主体として実施をいたします。岩井袋礫ヶ谷地先の事業でございますが、工事の内容は、待ち受け擁壁嵩上げ工事、延長57メートルにかかります負担金でございます。総事業費は1,400万円で、そのうち地元負担金として20%、280万円の予算をお願いするわけでございますが、内訳といたしましては、町が18%分、252万円負担。地元受益者が2%、28万円の負担をするものでございます。その下でございますが、道路橋梁総務費の橋梁点検業務委託につきましては、事業費の確定によりまして、207万4,000円の減額をお願いするものでございます。

28ページをお願いします。

8款の消防費でございます。消防施設費、防災行政無線固定系更新工事、249万円の減でございますが、事業費確定によります減額となっております。

29ページをお願いします。

3目学校建設費でございますが、勝山小学校管理特別教室棟地質調査委託、同じく設計委託につきましては、事業費が確定いたしましたので、委託料の減額をお願いするものでございますが、4,694万5,000円の減額となります。なお、事業費の確定に伴いまして、財源内訳その他にございます、4,711万5,000円につきましては教育施設整備基金からの繰入額を減額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

公民館費でございます。上から2番目の需用費の修繕料でございます。57万2,000円をお願いをいたしました。浄化槽及び2階機械室の排水枡の修繕料でございます。3目の民俗資料館費でございます。18節の備品購入費、300万円の減額でございますが、今年度美術品の取得するものがなく、予算の減額をお願いするものでございます。町民体育施設費でございます。需用費の修繕料、108万1,000円につきましては、プールの水温自動制御装置修繕及び柔道場の畳替えに係ります費用をお願いいたしました。

31ページをお願いいたします。

11款公債費でございますが、償還金の利子確定見込みによりまして、294万4,000円の減額をお願いするものでございます。12款の諸支出金でございます。財政調整基金

へ1億118万6,000円の積立をお願いするものでございます、本補正後の基金の積立残高は6億4,771万8,000円の見込みとなるものでございます。その下の、豊かなまちづくり寄付金につきましては、寄付金を財源といたしまして、67万9,000円の積立をお願いするものでございます。また、美術品取得基金につきましても、11万5,000円の寄付金を財源といたしまして、11万6,000円の積立をお願いをするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入の関係でございます。

第1款の町税では、各費目の収入実績を見込みまして、町民税から入湯税まで合計で3,608万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

12ページの第2款地方譲与税から第7款自動車取得税交付金につきましては、それぞれ譲与税交付金の実績見込みによりまして、合計で45万9,000円の減額となるものでございます。12款使用料及び手数料でございます。町民体育施設使用料につきましては、水泳教室参加者等の増によりまして、180万円の増額の補正をお願いするものでございます。民俗資料館入館料100万円の減額となりますが、震災等の影響によりまして、上半期の入館者数が減少したことによりまして、減額の補正をお願いするものでございます。

13ページから15ページにつきましては、国・県支出金でございますが、各事業の特定財源となっております。それぞれ事業の実績見込額等によりまして、補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

17款繰入金、特別会計繰入金につきましては、前年度精算分といたしまして、186万7,000円の予算を見込んだところでございます。基金の繰入金でございます。美術品取得基金につきましては、歳出でも説明いたしましたが、美術品の取得がございませんでしたので、300万円の繰入金の減額をするものでございます。またその下の教育施設等整備基金繰入金につきましても、事業費の確定によりまして、4,711万5,000円の減額をお願いするものでございます。19款諸収入でございます。6目の雑入でございます。中ほどでございます、市町村振興宝くじ交付金594万5,000円につきましては、オータムジャンボ宝くじの収益金に係ります交付金となっております。雑入の一番下の欄でございますが、後期高齢者医療給付費負担金返還金453万3,000円につきましては、前年度の精算分となっております。同じく諸収入、4項の受託事業収入でございますが、保育所管外受託児童運営費195万8,000円でございます。当初見込み2人に対しまして、実績が5人となりました。3名増加によりまして、収入の増となっておりますのでございます。

17ページをお願いいたします。

20款の町債でございますが、それぞれ事業の確定に伴いまして、補正をお願いする

ものでございますが、防災行政無線更新事業につきましては、420万円、過疎地域自立促進特別事業債につきましては、70万円の減額をお願いするところでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表・繰越明許費でございます。記載のあります5つの事業につきまして、合計で9,234万5,000円につきましては、24年度へ繰越して事業を実施するものでございます。

7ページを、お願いいたします。

第3表の地方債補正でございます。防災事業債で、消防防災事業につきましては、420万円減額で補正後の限度額を1,080万円。過疎地域自立促進特別事業につきましては、70万円減額で補正後の限度額を4,030万円とするものでございます。

8ページにつきましては第4表、債務負担行為の補正でございます。

勝山小学校管理特別教室棟仮設校舎リースの賃貸借契約に伴いまして、限度額の補正をお願いするものでございます。賃貸借料の総額は3,398万8,500円となりました。したがって、3,011万円の限度額の減額補正をお願いするところでございます。

32ページをお願いいたします。

32ページにつきましては、地方債に関する調書であります。表の右下になります。50億3,225万9,000円が平成23年度末の起債残高の見込みでございます。

33ページから35ページにつきましては給与明細書となりますので、御参照願いたいと思います。

以上雑駁でございますが、議案第13号「平成23年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）」の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、12番、三国君。

○12番（三国幸次君）

2点伺います。

1点目は、27ページ土木費の道路橋梁総務費の事業委託の関係で、事業が確定して減額補正が出ておりますけれども。これ、確定したということは、既に点検が終わったというふうに判断していいのかなと思って。

それから、その際に、点検した内容を聞いておれば、聞いている範囲でどんな感じだったのか、お答え願えればと思います。

この補正後の町としての、これからまだ、決算は若干時間がありますんで、期間がありますんで、留保資金はどのくらいをみているのか。その辺もお答え願えればと思

います。

○議長（中村豊）

最初は、土木橋梁費。

地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

点検の方は完了しております。

点検の成果につきましては、後ほど公表を、町ホームページにですね、公表をするようになっております。まだちょっとその段取りはとっているところですけども、いずれは公表したいと思っております。

○議長（中村豊）

はい、じゃあ次の質問。

総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

現在の見込みでございますが、約1億1,000万程度を見込んでいるところでございます。

○議長（中村豊）

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

まだここで話ができる内容がないというふうに判断するしかないのかなど。でも、業務が終わってれば、点検してこの、かなり悪い所があるとか、処理する必要があるとか、なんかそういうような話は聞いているんじゃないかと思うんですけども。その辺、もし話せばですけど、きちんとまとまるまで話せないって言うんだったらそれはそれでいいですが、話せる内容がありましたら、再度お聞きしたいと。

それから留保資金については、大分今までと比べると多い感じがしていますけれども、その辺、例年と比べて、この留保資金の現段階での状況は多めなのか。前年度、例年とほぼ変わらない額なのか。その辺の状況をお答えください。

○議長（中村豊）

じゃあ最初のは、地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

内容なんですけど、緊急を要す修繕という言い方になってしまうんですけども、それが19橋あります。その中で1・2級の道路にかかる橋については、4橋。1・2級幹線道路にかかる橋が4橋ほど修繕、緊急な修繕が必要ということ、点検報告の中でありました。

○議長（中村豊）

次の質問は。

総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

繰越になります財源につきましては、若干不透明なところがございます。特別交付税の3月交付分等がまだ確定しておりません。また、執行残もこのくらい出るであろうというところで、先ほど1億1,000万ということでお答えをさせていただきました。確実にそのくらいは確保できるのではないかということで。当然当初予算への、反映する部分もありますので、お答えをさせていただきました。ちょっと例年と比べれば多いか少ないか。例年このくらいじゃないかと考えておりますが、もう少し見ないと、額の増減につきましては、申し上げられないんですけども。一応確実なところで、1億1,000万程度ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村豊）

課長から追加の答弁がありますので、福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

緊急を要する橋梁について、訂正をさせていただきます。

3橋、3橋あります。1・2級にかかる道路の、1・2級にかかる橋が3橋。緊急を要するというのであります。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、三国議員、最後。

○12番（三国幸次君）

いいです。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑のある方。

1番渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

それでは私の方から2点御質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、18ページの総務費の中の、4目の企画費、まちづくり支援事業補助金、三角の60万ということでございます。総務課長の方から7団体あって、その内の1団体が採択というようなお話があったと思いますが、この内容について、もうちょっと具体的にですね、御説明いただければありがたいです。

それから2点目ですが、24ページの衛生費の中の2目の予防費。予防接種事業委託、三角の1,047万4,000円ですが、これについては全協で説明をいただいたかもしれませんが、この減になったいくつかの内容が、委託費とかいろいろあるんですが、この辺の内容が具体的に分かりましたらば、この点について、御質問させていただきたいと思います。以上です。

○議長（中村豊）

はい、じゃあ2点について。

総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

それでは1点目の予算書の18ページになります。鋸南町まちづくり支援事業補助金につきまして、御説明を申し上げます。予算的には7団体を補助する予定で、70万円をお願いしたところでございますが、先ほど説明したとおり、実績では1団体でございました。

応募自体は3団体から申請があったわけでございますけれども、その内の2件につきましては、内容的にですね、例えば甲冑づくりにかかる事業に対する申請。あるいはガイドボランティアというんですかね、それに対します事業に対しての申請があったわけでございますけれども、それぞれ内容的に、甲冑づくりにつきましては、公民館事業の中で実施できるのではないかとということで、町の予算付けの中で実施をしていただきたいということの判断になったところでございます。

また、ガイドボランティア等の関係につきましては、その事業内容が、要は機器ですね。機器の購入等の内容等でございますので、その団体に支援補助するというよりも、町の方でその機器を購入して、それぞれ貸与するような形で、する方が適切ではないかということの中で、結果的に1団体の補助となったものでございます。

○議長（中村豊）

じゃあ、予防接種。

前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

それでは予防接種事業の委託の関係、1,047万4,000円の減額につきまして、御説明いたします。予防接種の項目につきましては、沢山あるわけでございますが、今回のこの減額につきましては、県2分の1の補助を受けて、23年度に新規事業として実施いたしました、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業と銘打った子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン。この3点についてでございます。減額になった理由といたしましては、子宮頸がんワクチンにつきましては、実際のワクチンがですね、出回ったのがいわゆる秋頃からだということで、接種者が、状況が遅れたということ、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンにつきましては、事業をスタートしようとした時点で既に実施されていた方がけっこう多かったということと、1年間の計画に対して実績が少なかったということでございます。それが理由でございます。

したがって、2分の1の歳入である県補助に合わせまして、減額をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

まず1点目に話をしました、まちづくり支援事業補助金の関係ですけれども、内容は分かりました。ただ、鋸南町の場合にはですね、民の活動というのがけっこう活発になってきているように思うんですね。そういう中で、補助金の在り方っていうんですかね。実際には7団体分を予算計上しながら、応募も3団体、その内、結果的には1団体の採択と、あと、他の事業を振り替えたものもあるわけですけれども、この辺についてですね、これは非常に良いことだと思うんですね。したがって、なんで3団体しか応募がなかったのかという部分では、これからまちづくりの補助金の助成の内容というのもですね、これから再度検討をしていただいて、なるべく、これにのっていただけるような形というのも今後ですね。これは検討していただくことを要望をさせていただきたいと思います。

それから2点目に質問しました予防接種の関係。内容は分かりました。これからも一部では周知の徹底というものもですね、十分行っていただいて、なるべく受診者っていうか、そういう事業を対象にさせていただくことをお願いをし、これは結果としてですね、やることによって、医療費の抑制ということに繋がると思いますので、この辺についてもですね、周知をしていただくことを要望して質問を終わります。

○議長（中村豊）

他に質疑のある方。

はい、8番松岡君。

○8番（松岡直行君）

3点質問させていただきます。

最初収入の方の16ページの雑入の中の一番上、自動販売機電気代がマイナス7,000円。これを、もうちょっと詳しく説明いただきたいということと、あと、23ページの障害者自立支援給付金の成年後見制度手数料のマイナス13万3,000円と、その下の助成費、33万6,000円、これのもう少し詳しい説明。それとその次のページ、24ページの学童保育指導員賃金マイナス146万8,000円。これももう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（中村豊）

はい、雑入についての説明は。

じゃあ、先に保健福祉課の前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

今この雑入の自動販売機の電気代の関係、7,000円でございますが、この雑入に関しては、老人福祉センターの自動販売機関係でございます。以上です。

○議長（中村豊）

はい、あと次に成年後見人について。

はい、前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

この成年後見人制度、これにつきまして、利用者がなかったことによる、全額の減額ということでございまして、成年後見人制度につきましては、自らの財産とか、権利を主張できない方々の後見を決めるに当たって、どうしてもそういった方がいらっしやらない場合にですね、町長がですね、家庭裁判所に申し立てる手続きをするためにかかる費用ということでございます。

対象者がいなかったことによる減額でございます。

○議長（中村豊）

学童保育の賃金。

教育課長菊間君。

○教育課長（菊間幸一君）

それでは 24 ページの学童保育賃金、指導員賃金の減額について御説明申し上げます。当初予算におきまして、1,446万8,000円の予算をいただきました。そして、今現在見込みとして1,300万円の見込みとなっているところでございます。減額内容につきましては、利用者の人数に応じまして、休日等の職員の配置等を少し精査させていただいたことによる、減額が86万8,000円ほどでございます。あと臨時職員における通勤手当が出ておりますが、その関係で25万円。あと学童保育におきまして、資格を持っている職員と、資格のない職員で賃金差を付けておりますので、その差額において10万円。あと学童保育におきましても先生でですね、有給休暇等を取る関係の予算をいただいておりますが、その関係で25万。合わせまして、146万8,000円の減となったところでございます。

○議長（中村豊）

はい、8番松岡君。

○8番（松岡直行君）

学童保育は分かりました。

成年後見人制度っていうのは、先ほど答弁の中で、対象が鋸南町にいなかったということで判断していいってことですね。

それと、自動販売機の7,000円。私はこの下の話だと思ってあれしたんですけれども、全体的な話でですね、一昨年かな、ある団体で申し込むと、今町として収入としてですね、電気代と使用料っていう形で業者から自動販売機の使用料を貰っていると思うんですけれども。これは1本ジュース飲む度に今の時期ですと、東北に震災で寄付する制度っていうのがあるんですよ。そういう制度があるっていうことで、私一昨年か

な、総務課に言ったんですけれども、未だにそれが、同じ飲んで、黙って 10 円が各業者から、今の時期ですと東北の方に寄付がされるわけですよ。どうせやるんだったらそれが良くてことで、私言ったはずなんですけれども、それが未だになされていないと思うんですけれども、それをやっていない理由っていうのも。

○議長（中村豊）

そのことについて分かります。

保健福祉課長前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

先に成年後見人の関係でございますが、これはですね、成年後見人の手続きをする場合に、法的に定められた手続き費用がございます。これを当初見込んでおったんでございますが、これを利用される方がいなかったということによる減額でございます。

利用者がいなかったということで。失礼しました。

○議長（中村豊）

自動販売機のことについて。

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

松岡議員さんからの御質問でございますけれども、自動販売機の件につきましては、私承知しておりません。また、後ほどですね、お答えをさせていただきたいと思いません。申し訳ありません。

○議長（中村豊）

はい最後、松岡君。

○8番（松岡直行君）

折角ですね、同じ飲んで、町の収入とは関係なくして、それが寄付に繋がるっていうことで、それと大きい団体からですね、そのホームページで鋸南町がそういうことをしているっていうのも PRにはなりますんで、是非やっていただきたいと思いません。

○議長（中村豊）

要望でよろしいですね。

はい、他に質疑。

4番鈴木君。

○4番（鈴木辰也君）

12 ページのですね、12 款使用料及び手数料の 5 目教育使用料、2 節・3 節・4 節。それとですね、7 目の社会福祉使用料の、1 節社会福祉使用料。これが補正で今現在金額が出たと思うんですが、平成 22 年度の決算と比べてどのような状況になっている

のか教えていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

これは、教育課長菊間君。

○教育課長（菊間幸一君）

まず町民体育施設の使用料でございますが、22年度の実績におきましては1,069万9,000円の収入になっておりまして、今回180万円を増額させていただきまして、23年度の見込みといたしましては1,030万円というような数字になろうかと思っております。ですから施設使用料でございますが、当初で、実績といたしまして、約16万8,000円の実績、22年度は実績だったと思っております。現在におきましては、失礼しました。中央公民館につきましてはですね、22年度の実績が122万2,000円でございます。そして、23年度におきまして、当初予算で97万5,000円でございますので、今回補正で20万ですので、23年度の予算上は117万5,000円になろうかと思っております。それから、民俗資料館でございますが、22年度の実績が650万でございます。今回100万円の減額でございますので、当初予算で700万円の予算計上をいたしました。ですので、23年度の実績といたしましては、600万円ということになろうかと思っております。

教育関係につきましては以上です。

○議長（中村豊）

はい、4番鈴木君、再質問は。

ああ、誰、答弁、社会福祉。

はい、前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

社会福祉施設の使用料7万2,000円でございますが、これは老人センターのお風呂でない部分。施設を利用する関係の収入でございますが、これが予定したよりも減ったということの7万2,000円でございます。

申し訳ありません。22年度実績の数字をですね、持ち合わせておりません。まことに申し訳ありません。後ほど説明させていただきたいと思っております。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君再質問。

○4番（鈴木辰也君）

一般質問でもさせていただいたんですが、行財政改革の中で、町の方で直営でやっていくということですので、来年度に向けてですね、町の方で若干22年度と比べてですね、今教育施設の使用料の方はですね、震災の影響もあったということもありますが、若干劣っているところでありまして、24年度に向けてですね、町の方はもう一度お伺いしたいと思うんですけれども、施策というか、どのような対策をしていくのかお伺いします。

○議長（中村豊）

はい、教育課長菊間君。

○教育課長（菊間幸一君）

教育課の施設につきましては、一般質問の時に答弁させていただきましたとおり、やはり前年対比と比較してですね、少しでも利用促進に向けて努力をしていきたいと考えているところでございます。なお、24年度当初につきましては、公民館につきましては、どうしても23年度と同額。資料館につきましては、23年度当初700万でしたが、実績で600万でございますので、24年度当初は少し上乗せして650万の予算という形になったところでございます。また海洋センターにつきましては、23年度の当初が850万でございますが、24年度につきましては、900万という形で、まあ、少しですね、利用促進を見た中での対応は考えたところでございますが、実績として、上がれるように努力していきたいと考えております。

○議長（中村豊）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（前田義夫君）

まことに申し訳ございません、ただいまのですね、社会福祉施設使用料7万2,000円の減額につきまして、資料がありましたので御説明申し上げます。この関係についての22年度の実績は284万5,000円でございます。当初予算におきまして、287万8,000円を計上いたしましたので、その差額が7万2,000円ということでございます。当初予算が287万8,000円で減額7万2,000円いたしましたので、今年度の実績は280万6,000円と、予定してございます。

以上であります。

○議長（中村豊）

保健福祉課長、促進に向けての考え方っていうの。

ちらっと質問にあったと思うんだけど、来年度のね。なければ別にあれだけど。

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（前田義夫君）

老人センターの運営の在り方、特に笑楽の湯の関係でございすけれども、これにつきましては、保健福祉事業でございすけれども、沢山の方々が鋸南町を訪れているということ。そして、笑楽の湯を利用されたいということでもあります。ただ、営業の時間帯がですね、非常に早めに切れてしまうということでありまして、もう少し長く時間を考えていただければ、入れるのになという方向になってきましたので、24年度1年間はですね、調査させていただく、利用者の様子や動向を見させてもらうという含みもありまして、1年間土日祝祭日、これが119日くらいありますけれども、2時間延長させていただいて、収入の努力をさせていただこうかなと考えております。

以上でございます。

○議長（中村豊）

はい、鈴木君最後です。

○4番（鈴木辰也君）

今目標というものが掲げられて、答えていただきましたけれども、その目標を達成するための手段ですね、施策をですね、しっかりと考えていただいて、その目標が達成できるようにですね、やっていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（中村豊）

はい、他に。

はい、3番緒方君。

○3番（緒方猛君）

難しいんですけど。

31 ページのですね、財政調整基金についてお尋ねしたいと思います。

今年度1億なにがしかのですね、調整金が増えて、6億4,000万にトータルでなったということの説明がありました。これは緊急の時のですね、税の落ち込みだとか、災害の時の備えだとかですね、そういうことに使われるお金だと思いますんで、増えることは大変結構なことだし、そうあるべきだと思います。ちょっと私もネットで調べてみましたら、名古屋市でですね、今53億の財政調整基金なんだそうです。名古屋市っていうと相当大きな予算を持っている所なんですけど、それが僅か35億ということで大変減って四苦八苦しているという実態が現れているというようなコメントがネットで載っていました。私どものですね、町で見ると実質公債比率はまだ依然として22%程度でしょうかね。高い借金の財政を継続しているという中で財政調整基金としては、標準的にですね、一般的に正しいと思われるのがその予算のですね、10%から15%くらいだという具合にこれもネットで書いてありましたので、それから見るとですね、6億なにがし、4,000万という調整基金というのは私は決して大きな金額ではないと思うんですけども、この6億4,000万になって、どこまでも、どこまでも積み立てる能力はとてもないと思うんですけども、なにか目標を持ってですね、どこまでは積み立てていこうというような気持があるのかどうか。なぜそれを聞いたというんですね、要するに財政の健全化と、その経済圏って言うんですかね。ここは町ですが、国ととって、国でも同じなんですけども、その財政を運営している社会とですね、その成長の施策、これはやっぱり両輪であるべきだと思うんですね。したがって短期間のうちに財政調整基金をあまり増やすということは大きな金額ではありませんけれども、あまり増やすということは、その分投資的な予算にですね、お金が回らなくて、結果的に住民のサービスの低下に繋がっているんじゃないかというようなことも、考えられない

わけではないし、現に、人口減だとかですね、そういうことの対策をしようとすれば、必ず予算というのは必要になってくるわけで。どこまでこれを金額的にですね、持って行こうとしているのか、現に住民サービスの低下に繋がるという結果になってないのかどうか、その辺の御判断を伺いたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、これ誰かな。

総務企画課長内田君。

○総務企画課長（内田正司君）

それでは緒方議員の御質問でございますけれども、基金の目標額。どこまで積んだら良いかということは実際にはないわけでございますけれども、町長の提案理由の中でも述べさせていただきましたけれども、例えば 22 年度の千葉県内の町村の、町村レベルの平均の基金の残高は 8 億 4,000 万でございます。22 年度ですと、鋸南町では 3 億 1,000 万ということで、少なくとも県内の町村の平均ぐらいは、積み立てを目標としても良いのではないかとということでございます。

財政的にですね、例えば税収がですね、当初予算で歳入に占める割合が 18.9%と、当然交付税とか依存財源にどうしても比率が高いわけでございます。そのような中で、国の制度に、制度改正によって、例えば交付税が減額されるとか、額の増減があるわけでございます。そういう時のためにも、財政基盤が弱いだけですね、財政調整基金というのはある程度の額を確保しておかなければならないのではないかと考えております。またそれがためにですね、町民生活町民サービスに停滞というか、減少があるんじゃないかということでございますけれども、決してそのようなことがないように、効率的にですね、無駄を省く中で行財政改革等を推進する中で、そのサービスの低下を招かないような当然行政運営をしていかなければならないと考えています。

○議長（中村豊）

はい、緒方君再質問。

○3番（緒方猛君）

はい、分かりました。

結論から言ってですね、住民サービスの低下にならないようなですね、ことを両輪として考えながら是非運用していただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（中村豊）

他に質疑のある方。

はい、じゃあ保健福祉課長より訂正がありますので。

前田君。

○保健福祉課長（前田義夫君）

先ほどですね、大変申し訳ございません。

社会福祉施設使用料 7 万 2,000 円の関係で、お湯でない部分だというような説明をしてしまいましたが、これはお風呂の入館に関する費用を 7 万 2,000 円減額するというところでございます。

説明いたしました。

町内の方 300 円、町外の方 500 円ということで料金を徴収しておりますが、見込みとしまして、町内の方がですね、一月当たり平均減っているってこと、町外の方が一月当たり増えているということ、これらを年間決算見込みを出しましてですね、当初予定しておりました当初予算額 287 万 8,000 円をですね、7 万 2,000 円ほど下回るということでありましたので、歳入減をさせていただいたということでございます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（中村豊）

他に質疑ありますか。

はい、10 番平島君。

○10 番（平島孝一郎君）

18 ページの、鋸南町まちづくり支援事業補助金と後、合併浄化槽の、24 ページの合併浄化槽 20 基から、30 基から 21 基に減ということで。多分町民があんまり知らないのかなって思うんですよ。だから後それと、人間ドック、ここには出ていないんだけど、人間ドックもけっこう減の場合がありますけれども、多分町民が知らないことが多いんじゃないのかなと私は思うんですけどね。もう少し周知するような方向で、なにかやったらどうなのかなって。そうすればもっと使い勝手が良い。それともそのまちづくりにしても、多分金額が少ないと、金額が少ないっていう言い方は失礼だけでも、そのまあ、やっていってその自分で自立できるような、そういうような経営にもっていくっていうことができないのかなと思うんです。それと、町としてどう思っていますか。教えていただきたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、これは。

地域振興課長福原君。

○地域振興課長（福原傳夫君）

合併浄化槽の補助金制度につきましては、設計屋さんが良く御存知なんですけれども、また個々にですね、建てる施主の方がですね、分かるようにですね、問い合わせがあればそのような話はしております。足りないってことであればそのようなですね、制度についてお知らせとか、そういうものができれば、また検討していきたいと思っています。

○議長（中村豊）

はい、10番。

じゃ、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

すいません、広報の手段といたしましては、町で発行しております広報。あるいはお知らせ版、それから町のホームページというような形での広報をですね、もう少し目に付くように分かりやすくするように努力をしてみたいと思っております。

○議長（中村豊）

自立について、金額的なこともちょっと。

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

まちづくり支援の補助金の関係でございますけれども、現在は事業は限度額10万円で、2カ年継続、2年間の補助ということになっております。先ほどの渡邊議員からも御質問がございましたけれども、制度そのものはですね、なかなか応募がないということ、少なかったということは、もう少しその制度そのものを見直すことも必要かと思えます。またあるいは広報が足りないという点もあろうかと思えますけれども、また新年度の中でですね。活用できるような、しやすいような周知あるいは制度の検討についても行っていきたいと考えております。

○議長（中村豊）

はい、10番平島君。

○10番（平島孝一郎君）

応募が少ないというのであるならね、もう少し金額を上げてもう少し事業をしたらもう少しやっていけるようなシステムを町として考えてやったらどうなのかなって私は思います。それと合併浄化槽の補助金なんですけれども、多分新しく建てる人は多分使うと思うんですが、単独から今度合併浄化槽っていうと家のつくり、いろんな関係があって難しいのかなって思うんですよ。それをやっぱし、多分それについても多分知らない人が多いのかなって。家をつくる場合に対してはやはり大工さんがついてるからそういうことに対してやると思うんですけれども、ただ単独から合併っていうと大変難しいのかなって思います。人間ドックでも、私らも役場に来てやっと知ったことであって、多分町民だったら、ここに来なければそういう人間ドックも分からないのかなって思っています。私らは今国保じゃないから、受けようと思っても受けられませんからね。やはりもう少し、町はPRはしていると思います。でも、私らもそうだったんですけど、普通一般の人はなかなか見る機会がないと私は思っています。なんとか周知できるようにして、やっぱり予算出したら使っていただくというのが町としての役割かなと思っています。

要望でいいです。

○議長（中村豊）

要望でよろしいですね。

はい、他に。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

じゃあ大分時間がたちましたので、11時5分まで休憩をします。

…………… 休憩・10時55分 ……………

…………… 再開・11時05分 ……………

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2 議案第14号「平成23年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第14号「平成23年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

恐れいますが、1ページをお願いいたします。

「平成23年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」であります。決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、3,219万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億443万1,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費につきましては、本年度比較的に落ち着いた推移で来ておりますが、年度末を見据え、97万8,000円を増額し、その下になります。第2目退職被保険者等療養給付費につきましては、給付動向を勘案し、347万7,000円の減額をしようとするものでございます。第2項高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費は、見込額が伸びているため、198万3,000円を増額し、逆に退職分については、161万8,000円の減額をしようとするものでございます。

13ページをお願いいたします。

第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金につきましては、当初9件の見込みでしたが、11件の見込みとなりましたので84万円の増額をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第7款共同事業費拠出金、第1項共同事業費拠出金、第1目高額医療費拠出金及び第3目保険財政共同安定化事業拠出金それぞれ本年度の拠出額が決定されたことによりまして、減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費につきましては、実績に基づき859万3,000円の減額をしようとするものでございます。第9款基金積立金、第1目財政調整基金積立金でございますが、地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の1を超える額を基金に積み立てるため、前年度の繰越金が8,422万7,000円でありましたので、そのうち4,211万4,000円を積立しようとするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金につきましては、療養給付費等の超過交付された分を返納するものです。第3項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、鋸南病院での施設整備分として81万円の繰出、そして、第2目の一般会計繰出金は前年度の精算により147万5,000円をそれぞれ繰出しようとするものです。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入について説明いたします。8ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険料につきましては、前年度並みに据え置いた影響で、医療給付費分につきましては一般分、退職分それぞれ減額となり、後期高齢者支援分、介護納付金分につきましては決算を見込んでの増額で、滞納繰越分は徴収実績に応じて増額補正を行うものであります。

8ページから9ページにかけての、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2項国庫補助金につきましては、実績や概算交付額の決定により、それぞれ補正しようとするものでございます。第4款療養給付費等交付金ですが、退職被保険者に係る支払基金からの交付金であり、交付額の変更決定により、それぞれ補正しようとするものでございます。第5款前期高齢者交付金につきましては、交付決定に基づき増額するものでございます。第6款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金及び第2目特定健康診査等負担金につきましては、概算交付額決定に伴う補正でございます。第2項県補助金、第1目財政調整交付金につきましては、現在確実に見込まれる額として合計で、1,261万7,000円を増額しようとするものでございます。

10ページをお願いします。

第7款共同事業交付金ですが、第1目高額医療費共同事業交付金、第2目保険財政共同安定化事業交付金、ともに事業費の確定に伴い、合わせて1,552万7,000円を増額するものでございます。第8款繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、それぞれ額の確定により、113万3,000円の増額をしようとするものでございます。第2項基金繰入金につきましては、歳入歳出の調整によりまして、繰り入れを1,288万6,000円減額し、4,711万4,000円にし、これにより平成23年度末の基金残高は1億5,500万円になる予定でございます。第9款繰越金でございますが、前年度の繰越金の残額3,422万6,000円を計上いたしました。第10款諸収入につきましては、それぞれ実績により補正をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、1番渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

それでは2点御質問させていただきたいと思っております。

まず1点目はですね、13ページ、保険給付費の1目の出産育児一時金ですかね、このことについてでございますが、課長の説明で9件の予算計上に対して2件増えたことで11件の補正を、最終的には11件ということで、2件増になったわけですが、そうすると、今1件当たりの金額というのは42万円だというふうに思いますけれども、

そういう中ですね、かなり少ない出生数になるかと思えますね。そういう中で今後の取り組みとして、この出産育児金についての増額について、どんなふうにお考えなのか、また近隣の状況等についても、分かればお聞きしたいと思います。

それから併せて、これは国保とは離れますが、鋸南町全体での 23 年度の出生見込み数等がお分かりになりましたらば、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから 2 点目ですが、15 ページ。保険事業費の中の 1 目の特定健康診査等の事業費、その中の 13 節の委託料、検診事業委託料三角の 670 万というようなことになっております。これについては、この間の全協の時もお聞きしたと思いますが、実際の受診率がどのくらいなのか。それから、対象者数について、何人ですね、方々が受けられたのか。その辺今後ですね、周知の仕方についてもどんなふうに行っていきたいのか、その辺がお分かりになれば教えてくださいたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、税務住民課長渡邊君。

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

それではまず 1 点目の、金額の関係ですけれども、1 件当たり 42 万円でございますが、こちらにつきましては、現在条例上で 42 万円ということで規定されておまして、それを支払っております。そのうち原則的に町が 3 分の 2 を負担して、国保会計に繰り入れていただいているものでございます。残り 3 分の 1 は保険料となるわけでございますが、近隣の状況も同じ金額だと私は認識しております。

今後増額等に関しましては、出産するのは社会保険の方もいらっしゃいますので、保険料から増額するのか、一般会計から繰り入れをもう少し増やしていただくのか、そこいら辺もちょっと検討しなければいけないので、増額に関してはここではちょっと差し控えさせていただきます。検討させていただきたいと思います。

それとあと、町全体での出生数ですけれども、2 月末現在で、23 年度お生まれになったお子様の数は 28 人。3 月になりまして、今日までに一応 2 件の届け出が出ておりますので、現在 30 名の方が今年度お生まれになっております。

それともう 1 点、特定健診。特定健診の状況でございますが、対象が 2,600 人。そのうち、集団検診として総合健診の中で集団検診として実施をしていただいた数が 689 名。率にいたしまして、25.9%になります。前年が 26.3%ですので、残念ながら若干及ばない状況でございますが、今年度は未受診者対策というような形で、国の交付金事業を活用いたしまして、未受診者に対しまして、電話勧奨等を行いまして、新たにこの 689 名の中の 191 名の方は追加で受診を応じていただいた方でございます。この受診率の関係はまだ途中経過ではっきりしたことを申し上げられませんが、人間ドックを受診している方が 55 名ほどおります。それと鋸南病院で施設健診として受診していただいている方が今のところ 6 名いらっしゃいますので、受診率の関係はちょっと変動す

るかと思いますが、現在の状況といたしましては以上でございます。

○議長（中村豊）

はい1番渡邊君、再質問。

○1番（渡邊信廣君）

まず出産育児金の関係ですけれどね、この辺については我々も結婚相談というような職を仰せつかっておりまして、結婚しなければ子どもは生まれないということになりますので、それはそれで努力していくにしましてもね、その辺の中で、町ともこれからいろんな取り組みをしなくちゃならないと思いますけれども、この出産育児金について、近隣との絡みもあろうかと思いたすけれども、まずその辺のですね、金額的なものも今後検討いただければなというふうにして、これは要望で終わります。

それから2点目のですね、検診の関係なんですけれども、昨年を下回った。これ、途中経過ですよ。25.9%ということで。率からすれば非常に低い率だと思います。これは国の方からもですね、ペナルティというような話がありましたけど、その辺について状況が分かれば、まずお聞きをしたいと思っています。

○議長（中村豊）

はい、税務住民課長渡邊君。

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

当初この特定健診になった際、目標受診率に届かないとペナルティを科せられるというお話しが出ておりましたけれども、どこの市町村もこの目標受診率につきましては、達成ができないような状況でございます。だから、今のところ、だからそれが科せられるのかどうかは分かりませんが、そういうような状況でございます。

○議長（中村豊）

はい渡邊君、最後です。

○1番（渡邊信廣君）

先ほどの一般会計の時にも申し上げましたけれども、受診率が高くなること、予防事業を徹底することが、これからの医療費の削減あるいは抑制になると思うんですね。そういう意味では先ほど国の事業を使つての告知をすることで、191人増えたとかという話もあったわけで、これからこれはですね、保健福祉課もあるいは国民健康保険を担当する税務住民課もそうでしょうけれども、そういう連携を取りながら、いろんな面から受診をしていただけるような対策をいろいろ考えていただくことをね、要望して終わります。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので討論を終了します。

これより採決を行います。

現案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 3 議案第 15 号「平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第 15 号「平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1 ページをお開き願えればと思います。

平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号であります。決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ 111 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 432 万 2,000 円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきますので 7 ページをお願いいたします。

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金 144 万 3,000 円の増額でございますが、保険料分 64 万 5,000 円の増額は被保険者の異動に伴うものでございます。基盤安定分 79 万 8,000 円は額の確定によるものでございます。第 3 款保健事業費、第 1 目保健事業費ですが、これは千葉県後期高齢者広域連合より委託された後期高齢者検診について、安房医師会に再委託をし、実施いたしました。受診者数は 195 名、受診率は 10.2%で受診者数が確定したことにより合計で 23 万 3,000 円の減額をしようとするものでございます。

8 ページになりますが、第 4 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金につきましては、実績に応じて 35 万 4,000 円の減額を行うものです。第 2 項繰出金につきまして

は、22年度一般会計からの繰出分の精算として39万3,000円を一般会計に繰出しようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたします。6ページをお願いします。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動に伴い、第1目特別徴収保険料と第2目普通徴収保険料、合計で56万5,000円の減額をするものでございます。第2款繰入金、第2目基盤安定繰入金79万8,000円の増額は、先ほど歳出の第2款後期高齢者医療広域連合納付金で説明いたしましたが、額の確定による増であり、一般会計からの繰出しを増額しようとするものでございます。第3款繰越金でございますが、前年度の繰越金の残額160万2,000円を計上いたしました。第4款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、保険料還付金35万5,000円の減額につきましては、実績に応じて減額するものでございます。第4項受託事業収入につきましては、後期高齢者検診を千葉県後期高齢者広域連合から委託され、検診を行った結果、受診者数の確定により14万5,000円を減額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第4 議案第16号「平成23年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第16号「平成23年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今補正予算第3号によります補正額は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,844万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億6,064万5,000円にしようとするものでございます。

当初予算におきまして、第4期介護保険事業計画に基づいての給付費等いろいろ見込んだところでありますが、決算見込み、実績見込みによりまして、各サービス給付費等、増減をさせていただいたものであります。

初めに歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項の介護サービス等諸費でございますが、合計で5,062万2,000円の減額となるものでございます。これは、第1目の居宅介護サービス給付費及び第3目の施設介護サービス給付費におけるサービス利用者の減等が、主な理由でございます。

10ページをお願いいたします。第4款基金積立金でございますが、1,040万9,000円を減額いたしまして、補正後の積立額を270万1,000円とするものでございます。これによりまして、23年度末の基金残高は3,789万4,000円となる予定でございます。

2枚ほどめくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入関係でございますが、決算を見込んだ歳出予算額に合わせまして、それぞれの負担分を計上させていただいたところでございます。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入の第7款繰入金、第2項基金繰入金、第2目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、補正前の額と同額の1,019万4,000円を減額いたしまして、基金を取り崩さない予算とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 5 議案第 17 号「平成 23 年度鋸南町鋸南病院特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

[保健福祉課長 前田義夫君 登壇]

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 17 号「平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 1 号）について」御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

実施計画により御説明させていただきます。

まず収益的収入及び支出でございますが、収益的収入では、第 1 款病院事業収益に 81 万円を追加いたしまして、補正後の総額を 2,119 万 5,000 円にしようとするものでございます。これは、他会計補助金として、例年どおり国保直営診療施設に対する運営費分といたしまして、国保会計から受けるものでございます。

収益的支出につきましては、146 万 9,000 円を追加いたしまして、補正後の総額を

6,580万1,000円にしようとするものでございます。第3目の指定管理者交付金の81万円は、ただいま申し上げました運営費用を国保から受けた補助金、これを指定管理者であります、医療法人財団の鋸南きさらぎ会へ交付するものでございます。第4目の資産減耗費65万9,000円は、固定資産の除却に伴うものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、支出の部の建設改良費、有形固定資産購入費274万2,000円の減額は、浄化槽改修工事の事業費確定によるものでありまして、収入の部の一般会計出資金におきまして、同額を減額しようとするものでございます。

3ページ、1枚めくっていただきたいと思っております。23年度の資金計画でございますが、平成23年度末における資金残高は381万5,000円と見込んでおります。

4ページから6ページは平成22年度の損益計算書及び貸借対照表、7ページ及び8ページは平成23年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了しこれより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第6 議案第18号「平成23年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

水道課長より説明を求めます。

水道課長 能重登君。

[水道課長 能重登君 登壇]

○水道課長（能重登君）

議案第18号「平成23年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

初めに、今補正予算の主なものについて申し上げます。

収益的収入で給水収益の減、収益的支出で有形固定資産除却による資産減耗費の増、支払い利息の減、特別損失といたしまして水道料金の不納欠損を予定いたしました。資本的収入で工事費の確定によります企業債の減、資本的支出で工事費の確定による配水施設改良費の減、企業債償還額の確定による減額を予定いたしました。

それでは3ページをお願いしたいと思います。

実施計画により御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入で1款水道事業収益でございますが、359万6,000円を減額し、4億7,250万9,000円にしようとするものでございます。1目給水収益でございますが、当初予定の約1.1%の359万6,000円の減収の見込みといたしました。次に支出でございますが、1款水道事業費65万8,000円を増額し、4億4,983万1,000円にしようとするものでございます。内訳でございますが、1項営業費用42万1,000円の増でございますが、有形固定資産除却による資産減耗費の増となります。第2項営業外費用8万1,000円の減額でございますが、企業債支払利息の確定による減額となります。第4項特別損失でございますが、過年度損益修正損といたしまして10件、31万8,000円の不納欠損を予定させていただきました。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出のうち、収入でございますが、1款資本的収入780万円を減額し、5,219万5,000円にしようとするものでございます。これにつきましては、事業費の確定によります借入額の減額でございます。支出では、1款資本的支出780万2,000円を減額し、1億8,336万1,000円にしようとするものでございます。1項建設改良費2目の配水施設改良費780万1,000円の減額でございますが、県道鴨川保田線本郷上地区配水管更新工事、県道外野勝山線下佐久間地区配水管更新工事の完了を見込みまして、事業費の減額を予定させていただきました。2項企業債償還金でございますが、23年度額の確定により1,000円の減額を予定させていただきました。

5ページをお願いします。

資金計画でございますが、受入資金で1,139万6,000円を減額し、7億3743万9,000円にしようとするものでございます。事業収益で給水収益359万6,000円、企業債で780万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。支払資金で788万3,000円を減額し、5億1,555万8,000円にしようとするものでございます。事業費で8万1,000円、建設改良費で780万1,000円、企業債償還金で1,000円それぞれ減額しようとするものでございます。これによりまして差し引きで、351万3,000円を減額し、平成23年度末の資金残高を2億2,188万1,000円と見込みました。

6ページから8ページは、平成22年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表でございます。9ページから10ページは、平成23年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（中村豊）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、3番緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

4ページ5ページの説明なんですけど、施設の改良費っていうことで、それがいずれもですね、補正で減額というんですか、予算どおりに使わなかったっていう意味ですね。5ページの3番、下の方の3番の建設改良費、これもマイナスで決算が出ている。水道施設関係はですね、設備、配水管等々を含めてですね、耐用年数がかなりそれに近いというか超えているというか、次から次に水道管・配水管のですね、施設の老朽化が来て、交換しなければならない時期じゃないかという、私は個人的な見解を持っているんですけど、そういうことに対して、十分な対応がこれでできていっているのかどうか。あるいは将来計画にそういう予算的な裏付けが十分なされた計画になっているのかどうかということを併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、水道課長能重君。

○水道課長（能重登君）

配水管の施設の改良費でございますが、23年度におきましては、県道先ほど申しました鴨川保田線の改修工事、県道外野勝山線の配水管の改修工事と2本の工事を行ったところでございます。

緒方議員が申されるこれで十分かという話だと思いますが、まだまだ老朽管、俗に言う石綿管等の管が埋設されております。現在それが使用されておりますので、今後創設当時の管もでございます。それらを順次、一気にっていう工事ができる状況ではござ

いませんので、年度計画をある程度作成しておりますが、それに基づくまた状況に応じて改修工事を行っていきたいと考えております。

○議長（中村豊）

はい、緒方議員いいですか。

他に質疑。

はい、じゃ緒方議員。

○3番（緒方猛君）

将来のですね、修繕計画と言いますかね、古いパイプ、古いタイプの埋設されている管もあるということのようですので、具体的にですね、遅滞なく、最終的には住民に不安って言いますかね。被害を被らせないような対応を早め早めに取りっていくという計画を是非実行していただきたいという具合にお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

要望でよろしいですね。

他に質疑のある方。

はい、10番平島君。

○10番（平島孝一郎君）

3ページの不能欠損額。この内訳はどうなっているの、10件についてどうなっているのかってということと、未収金が前年度より250万くらい増えているのかなと思うんですよ。それに対してそのどのような対策をしているのか聞きたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、能重君。

○水道課長（能重登君）

まず不能欠損でよろしいですね。先ほど申しましたとおり、10件でございます。この中で具体的にお名前等は申し上げられませんが、事業等にかかります破産、俗に破産という形で7件ございます。あとは短期の時効2年以上過ぎたものでございますが、これが2件。あと契約者の死亡によります事例が1件でございます。

未収金でございますけれども、22年度末、23年度当初で約1,800万ほどの未収金が過年度の未収金があったかと思いますが、今現在400万ほどの収納ができていますかと思っております。残りの分につきましては、我々職員でその辺の解消に努めてまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（中村豊）

はい、10番平島君、再質問。

○10番（平島孝一郎君）

いいです。

○議長（中村豊）

いいですか。

はい、他に。

よろしいですか。

○議長（中村豊）

質議がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了しこれより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで休憩といたします。

会議の再開は1時半より再開しますので、よろしくお願いいたします。

…………… 休憩・11時48分 ……………

…………… 再開・13時30分 ……………

◎議案第19号の上程、説明

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、10番平島孝一郎君から、欠席の届が出されました。

現在11名です。

日程第7 議案第19号「平成24年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

副町長 川名吾一君。

〔副町長 川名吾一君 登壇〕

○副町長（川名吾一君）

「平成24年度鋸南町一般会計予算」について、御説明を申し上げます。

当年度の予算編成方針につきましては、町長から提案理由において、述べさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

なお、本定例会において、予算審査特別委員会が設置され、御審議をいただくこととなりますので、私からは全般的な事項について御説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

平成 24 年度鋸南町一般会計予算の総額は、39 億 2,633 万 8,000 円と決めました。前年度予算額 36 億 6,055 万 8,000 円と比較いたしまして、2 億 6,578 万円。率にして、7.3%の増となるものでございます。増額となりました主な要因は、昨年度から着手しております勝山小学校管理特別教室棟改築事業につきまして、今年度はいよいよ本體工事に取りかかることとなり、事業費は前年度比 2 億 631 万 1,000 円増の 2 億 8,560 万 9,000 円としたところでございます。また新たな事業といたしましては、住宅取得奨励金交付事業 2,080 万円を計上したためでございます。

それでは歳出から主要事業等について御説明を申し上げます。

ページ数、27 ページをお開き願いたいと思います。2 款総務費、1 項総務管理費関係では 1 目一般管理費の 13 節委託料中、ホームページ改良業務委託 84 万円を計上いたしました。町ホームページのデザイン等をリニューアルし、携帯電話用ホームページの新設を行いまして、閲覧者のさらなる利便性の向上を図ります。また、14 節使用料及び賃借料、行政ネットワークサーバーパソコン使用料 955 万 9,000 円。前年度比 73 万 6,000 円の増でございますが、平成 24 年 9 月末をもちましてリース期間が終了いたします行政ネットワークのサーバー類及びパソコン 20 台の更新につきまして、債務負担行為を設定し、新たにリース契約を結ぶものでございます。

30 ページをお開きください。

3 目財産管理費、15 節工事請負費、庁舎高圧引き込み施設改修工事 155 万円を計上いたしました。現在、本庁舎高圧電気引き込み施設には避雷器内蔵高圧負荷開閉器の設置がないことから、落雷・電気事故が発生した場合に、付近一帯の停電を防止するための改修を行うものでございます。そのすぐ下でございますが、同節の庁舎非常用自家発電設備更新工事 415 万 3,000 円を計上いたしております。本庁舎は、本庁舎自家発電機は現在 29 年を経過し部品供給の面からも保守が十分にできないことから、今後有事の際に確実な電源確保を図るため設備の更新を行おうとするものでございます。中段に入りますが、4 目企画費でございます。7 節臨時職員賃金 60 万円、13 節委託料都市交流施設整備基本調査委託 500 万円を計上いたしました。統合後の保田小学校の有効活用を図るため、基礎資料の収集・課題の洗い出しを行い、事業の基本路線を見出すための調査を実施いたします。また、本町の活性化に興味があり、コンサルティング業務の経験のある方を雇い、委託先の調整や職員の業務支援を行っていただく予定でございます。

31 ページをお開き下さい。

6 目諸費でございます。19 節負担金補助及び交付金中、広域市町村圏事務組合負担金は、主に新火葬場完成に伴う館山火葬場・千倉火葬場の解体工事及びゴミ処理広域化推進に係る負担分が増となるため、前年度比 1,140 万 9,000 円増の 2 億 2,152 万 6,000 円を計上いたしました。

続いて 38 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費関係では 1 目社会福祉総務費、28 節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比 262 万 1,000 円減の 4,470 万 7,000 円で計上いたしました。減額の主な要因は、保健事業費の繰出分のうち人件費が減となるためでございます。

39 ページをお開き願いたいと思います。

3 目老人福祉費、19 節負担金補助及び交付金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比 57 万 3,000 円減の 1 億 2,468 万 2,000 円で計上いたしました。減額の主な要因は、医療諸費見込額が増となるものの、事務費及び人件費の減額により共通経費が減となったためでございます。28 節繰出金ですが、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比 206 万 3,000 円増の 3,267 万 5,000 円で計上いたしました。増額の主な要因は、保険基盤安定拠出金が増額となったためでございます。

続いて 41 ページをお開き願いたいと思います。

5 目介護保険費、28 節繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度比 183 万 9,000 円減の 1 億 4,566 万 4,000 円を計上いたしました。減額の主な要因は、介護給付費が減となる見込みであるためでございます。

続いて 45 ページをお開きください。

2 項の児童福祉費関係では、2 目児童措置費 20 節扶助費、子どものための手当費は前年度比 3,369 万 2,000 円減の 9,460 万円を計上いたしました。現在国会で審議中ではありますが、平成 22 年度から始まった子ども手当から、児童手当法を改正した子どものための手当に変わります。支給額につきましては、前年度途中で大きな変更があり、平成 24 年度からは所得制限が加わることになっております。費用負担は国と地方で 2 対 1 とされ、公務員分は全額所属庁が負担をすることとなります。減額の要因は、平成 23 年度当初予算は国が示していた支給額で予算計上させていただきましたが、その後の 1 人当たり支給額が細分化され、一部減額となった影響によるものでございます。

続きまして、48 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費では、1 目保健衛生総務費、19 節負担金補助及び交付金中、亀田医療大学建設等事業費補助金は 891 万 4,000 円を計上いたしました。館山市と南房総市との 2 市 1 町で亀田医療大学建設等事業費のうち 1 億円の負担をするもので

ございます。割合は平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口に基づき按分をし、負担いたします。本町の負担割合は 8.914%となるものでございます。

続いて 49 ページでございます。

2 目予防費、13 節委託料中、予防接種事業委託 1,351 万 7,000 円を計上いたしました。そのうち、昨年度からの引き続き子育て支援策の一つといたしまして、県から 2 分の 1 の補助を受け、任意予防接種の子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種につきまして、対象となる方が無償で予防接種ができるよう 556 万 8,000 円を計上し、全額助成をいたします。

続きまして、51 ページをお開きください。

5 目病院費、28 節繰出金、鋸南病院事業会計への繰出金は、前年度比 691 万 2,000 円減の 9,898 万 6,000 円を計上いたしました。減額の主な要因は、退職手当債の償還が終了し、起債償還金が減となったためでございます。また、今年度は医療機器の MRI を更新する予定であり、建設改良費へ 3,500 万円を計上してございます。繰出金の内訳は、建設改良費と起債償還額を合わせて 8,099 万 2,000 円と運営費補助等が 1,799 万 4,000 円となっております。2 項清掃費関係では、1 目の清掃総務費の 19 節負担金補助及び交付金、鋸南地区環境衛生組合分担金を前年度比 1,307 万 4,000 円減の 1 億 5,320 万 1,000 円を計上いたしました。減額の主な要因は公債費の減によるものでございます。

52 ページに入らせていただきます。

3 項水道費では、1 目水道費の 28 節繰出金、水道事業会計への繰出金は、前年度比 970 万円増の 8,063 万 6,000 円を計上いたしました。繰出金の内訳は高料金対策繰り出し分が前年度比 1,000 万円増の 8,000 万円。水道事業会計職員の子どものための手当繰り出し分が、前年度比 30 万円減の 63 万 6,000 円となっております。

53 ページをお開きください。

5 款農林水産業費、1 項農業費関係では、3 目農業振興費、13 節委託料中、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託は、前年度比 100 万円増の 500 万円を計上いたしました。近年増加の一途をたどる有害鳥獣の駆除を同協議会に委託をするものでございます。

54 ページに入ります。

19 節負担金補助及び交付金中、有害獣被害防止対策事業補助金は 430 万 1,000 円を計上いたしました。有害獣から農作物の被害を防止するため、鋸南町有害鳥獣対策協議会が事業主体となって実施する 29 カ所、約 8.4 キロメートルの電気柵・物理柵の設置に対しまして、助成を行うものでございます。また、同節の安房地域有害鳥獣対策協議会負担金 1 万円につきましては、平成 24 年度に 3 市 1 町で組織する協議会が設立され、安房地域における有害鳥獣対策について意見交換を行い、被害防止に努めていこうとするものでございます。

続きまして、57 ページをお開きください。

3 項の水産業費関係では、4 目漁港建設費、勝山漁港であります。19 節負担金補助及び交付金中、地域自主戦略交付金事業負担金 437 万 5,000 円につきましては、県営勝山漁港の沖北防波堤 13 メートルの整備事業費の 3,500 万円のうち、町と勝山漁協の地元負担分でございます。負担割合は町 8.75%、30 万、306 万 3,000 円、勝山漁協 3.75%、131 万 2,000 円となり、町の負担分につきましては、270 万円を起債の充当を予定しております。5 目の漁港建設費、保田漁港でございます。5,010 万円は、地域自主戦略交付金事業といたしまして、町営保田漁港の大帷子西護岸を整備をしようとするもので、嵩上げは 200 メートル、消波ブロック据付 50 メートルを行うものでございます。負担割合は国 50%の 2,500 万円、県 25%の 1,250 万円、町 21.25%、1,072 万 5,000 円、保田漁協 3.75%、187 万 5,000 円となりまして、町負担分のうち、950 万円は起債の充当を予定しております。

続いて 58 ページに移らせていただきます。

6 款商工費関係では、1 項商工費、2 目の商工業振興費、19 節負担金補助及び交付金、特別商品券発行事業補助金 200 万円を計上いたしました。東日本大震災から早 1 年がたとうとしておりますが、まだまだ復興の最中であることから、鋸南町商工会が発行を予定しております、震災復興支援商品券、仮称でございますが、この発行額に対しまして、1 割の上乗せ分を町が助成をしようとするものでございます。売り上げの一部が震災復興に役立てられまして、震災復興に役立てられます。商品券の発行が、町内における消費拡大と地域経済の活性化にも繋がるものと期待をしております。

続きまして、60 ページをお開きください。

3 目観光費、15 節工事請負費、佐久間ダム公園水辺広場駐車場整備工事 288 万 8,000 円につきましては、県の観光地魅力アップ緊急整備事業補助金を活用しまして、佐久間ダム公園水辺広場駐車場の舗装と車止めの設置をし、整備をしようとするものでございます。

続きまして、62 ページをお開き願いたいと思います。

中段になりますが、7 款土木費、1 項土木管理費では、1 目土木総務費、19 節負担金補助及び交付金中、住宅取得奨励金 2,080 万円を計上いたしました。本町への定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的に、町内で新築住宅を建築又は購入し、一定の条件を満たす方を対象としまして、最高で 100 万円の奨励金を交付しようとするものでございます。財源は国から 500 万円の補助を受け、町負担 1,580 万円のうち、1,470 万円を過疎債特別事業分を充て、残り 110 万円につきましては、これまで過疎対策事業に役立っているため、役立っている目的で積み立ててまいりました過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩し、充当をいたすものでございます。

63 ページに移らせていただきます。

1 目道路橋梁総務費、13 節委託料中、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託 710 万円を計上いたしました。23 年度に国の社会資本整備総合交付金を活用し、町内の橋梁につきまして点検を実施いたしました。24 年度も国からその補助を受け、点検結果により道路交通の安全確保とこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換するため、橋梁長寿命化修繕計画を策定して、コストの削減を図ろうとするものでございます。3 目道路新設改良費、3015 号線でございますが、道路改良工事 2,501 万円と公有財産購入費として 5,000 円を計上いたしました。継続事業として市井原から横根地区に向かう町道 3015 号線の道路改良工事を行うもので、平成 24 年度は延長 38 メートル、法面工及びブロック積工を実施する予定でございます。本事業は国の地域再生基盤強化交付金を受け、町負担分 1,251 万 5,000 円のうち 1,120 万円は起債を充当して、実施をしてまいるものでございます。

続いて、65 ページをお開きください。

8 款消防費、1 項消防費関係では、2 目消防施設費、11 節需用費、防災備蓄費 102 万 7,000 円につきましては、前年度比 97.5%増で計上をいたしました。東日本大震災の教訓から食糧等備蓄計画を策定し、保存期間を考慮した飲料水と食糧の備蓄について、毎年計画的に購入し常に必要数を確保するものでございます。年間購入目標数は飲料水 1,104 リットル、保存食 1,650 食を掲げております。

続いて、66 ページに移らせていただきます。

15 節の工事請負費には、防災行政無線固定系更新工事 3,300 万円を計上いたしました。平成 24 年度は、保田神社・大帷子・竜島、二柱神社でございますが、本郷青年館・商工会館・両向地区の山田・田子・城西大学セミナーハウス入口に設置されております、屋外子局 8 カ所のデジタル化改修と戸別受信機 110 台の更新を図ろうとするものでございます。国の社会資本整備総合交付金を受け、町負担分 1,739 万 6,000 円のうち 1,440 万円は起債を充当し実施をするものでございます。18 節の備品購入費には、デジタル戸別受信機 105 万円、防災備蓄倉庫 200 万円、移動系無線機 62 万円を計上いたしました。デジタル戸別受信機は役場本庁・出先機関・避難所の計 20 カ所に設置を予定しております。また、防災備蓄倉庫 1 棟を鋸南中学校敷地内に設置をする予定であります。移動系無線機は役場本庁と保健福祉センターすこやかに 1 台ずつ配備を予定しているものでございます。

続きまして、71 ページをお開きください。

9 款教育費関係では、2 項小学校費、3 目学校建設費には、勝山小学校管理特別教室棟改築事業費 2 億 8,560 万 9,000 円を計上いたしました。23 年度は地質調査及び設計委託を実施しております。24 年度は債務負担行為を設定し、リースによる仮設校舎建設から始まり、既存建物の解体工事を経て、本体工事に取りかかる予定でございます。工事期間中は安全確保のため、安全誘導員を配置し万全を期する予定でございます。

財源は国から9,370万円の補助を受け、町負担額1億9,190万9,000円のうち教育施設等整備基金を9,000万円取り崩して充当して、7,000万円は起債を充当する予定でございます。

83ページをお開き願います。

7項学校給食センター費、1目学校給食センター費の11節の需用費中、消耗品費454万5,000円を計上いたしました。そのうち369万5,000円は12年間使用いたしました給食用食器類が、経年劣化によりまして更新をしようとするものでございます。

続きまして、85ページをお開きください。

11款公債費でございますが、元金及び利子の償還額は、合わせて6億8,354万1,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと535万5,000円の増となっております。増額となった主な要因は、平成20年度に起債した臨時財政対策債元金償還分が増となったためでございます。

それでは続いてですね、歳入の御説明に入らせていただきます。

ページ数は13ページをお開きください。

1款町税でございますが、町税の総額は7億4,376万1,000円で、前年度比433万3,000円の減、0.6%の率の減でございます。減額となった主な要因としましては、個人の所得割は年少扶養控除の廃止等により1,098万円の増額となりますが、固定資産税、家屋に係る分でございますが、税額が評価替えによる課税標準額の減により1,554万5,000円減額となったためでございます。

それから、ページ数14ページから、上段から15ページ中段にかけまして、2款地方譲与税から8款地方特例交付金、国から交付されるものであります。合計で1億2,880万1,000円を計上いたしました。前年度比1,320万円の減、9.3%の減でございます。減額の主な要因は、昨年度8款に計上しておりました地方特例交付金のうち、子ども手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の自動車取得税交付金分が平成24年度から廃止となるため、合わせまして990万円の減となったためでございます。

15ページに入らせていただきます。

9款地方交付税でございますが、普通交付税は、前年度比2,000万円増の16億4,000万円を計上いたしました。算定上、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた交付見込額は、ほぼ23年度に近い額になると試算していることから、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた予算計上額は前年度と同額といたしました。普通交付税が増となる要因といたしましては、国の方針が現金交付を増加させること、つまり普通交付税を増加させる方向であることから、起債である臨時財政対策債を2,000万円減額し、普通交付税を同額増としたところでございます。参考に平成24年度の交付税の算定では、平成22年国勢調査人口の確定値8,950人を使用することとなります。

17ページをお開きください。

13 款国庫支出金から 21 ページの上段にかけてでございますが、14 款県支出金につきましては、各事業の特定財源でございますので、予算審査特別委員会におきまして各課の説明の中で、御説明を申し上げさせていただきます。

続きまして、24 ページをお開きください。

20 款町債、1 項町債でございますが、平成 24 年度の町債計上額は 3 億 6,930 万円を予定いたしました。3 目総務債、1 節の南房総広域水道事業債 180 万円は、南房総広域水道企業団に対する出資金の内、水管橋耐震補強事業に対する一般会計出資債でございます。また、1 目農林水産業債、1 節の漁港整備事業債 1,220 万円及び 6 目の土木債、1 節道路新設改良事業債 1,120 万円は公共事業債を、そして 5 目の衛生債、1 節病院事業債 3,500 万円及び 7 目教育債、1 節の小学校整備事業債 7,000 万円、8 目消防債、1 節の防災設備整備事業債 1,440 万円につきましては過疎債を予定しております。町債はいずれも交付税算入される起債となっております。9 目過疎地域自立促進特別事業債、1 節過疎地域自立促進特別事業債 4,470 万円につきましては、全額を過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業に充当する予定でございます。23 年度は基金への積立をいたしましたが、24 年度はその予定はございません。また、普通交付税に関連します、2 目臨時財政対策債、1 節の臨時財政対策債 1 億 8,000 万円につきましては、国の計画により前年度比 2,000 万円減で予定をいたしました。この結果、普通交付税と臨時財政対策債を合計をしました額は、18 億 2000 万円となりまして、前年度当初予算額と同額といたしました。なお、目番号が 3 目から 5 目に飛んでおりますのは、前年度繰越事業の災害復旧事業・災害復旧債で 4 目を使用しているためでございます。

22 ページをお開き願いたいと思います。

ちょっと戻りますが、よろしく願います。

これまで、平成 24 年度の歳入歳出の概要を申し上げてまいりましたが、厳しい予算編成の中で、18 款前年度の繰越金を前年度より 635 万 5,000 円増の、1 億 347 万 5,000 円を計上し、なお不足する財源を 17 款繰入金、2 項基金繰入金の 1 目の財政調整基金繰入金 1 億 2,379 万 6,000 円をもって、補てんをしようとするものでございます。この結果、基金の取り崩し後の残高は、5 億 2,392 万 3,000 円となりますが、今後もこの基金を大事に、有効に活用することができるよう努めてまいりたいとこのように考えております。また、人件費関係では、特別職におきましては、給料の削減、期末手当 1.35 カ月減、期末手当役職加算分の削減につきましても継続といたしました。一般職員につきましても、給料の削減と管理職 4 %、その他の職員 3 %の減。また、6 級以上の職員の期末手当役職加算の引き下げ、管理職手当の削減を引き続きお願いをいたしました。人件費の全体では、3,605 万 3,000 円の削減となったところでございます。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

御審議の程、よろしく願い申しまして、可決賜りますようお願いを申し上げます。

す。

○議長（中村豊）

副町長から、議案の説明が終わりました。

これより、平成 24 年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる、予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において、慎重に審議を行っていただきたいと思います。

それでは、予算編成方針等、予算全般に関わることで総括質疑がありましたら、お願いします。

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

私は、今マスコミなどでも大分、震災後の取り組みとして、各自治体の動きが取り上げられています。一つは各自治体とも防災関連にいろいろ力を入れているということと、それから地域の経済、自給自足の方向でエネルギーの自給をしようとか食料の自給をしようとかと、そういう中で、やはり農業・漁業こういうものに力を入れていくというようなことがマスコミなんかでも、テレビなんかでも報道されています。特に防災の関係では、私ちょっとすごいなと、アイデアとしてすごいなと思ったのが、町道とか県道とかの上を利用して、避難タワーを作るとというのが報道されておりました。特に町中で近場に高い所がない所なんかの人たちを避難させるための避難タワーの建設場所として、道を利用して作るという、こういうアイデアも出されておりました。是非この当初予算にはそういう具体的な新しいものは入っておりませんが、この24年度学校の特別教室棟の建設が終わりますと次にはやはり町の目玉の取り組みとして地場産業の振興そして防災対策、そういうものに力を入れてほしいと思うんですが、やはりそれは24年度の実施の中で具体的に計画を練ってほしいと思うんですが、その辺を考えがありましたら予算審査特別委員会の時に答えてください。

○議長（中村豊）

はい、他に質疑。

はい、1番渡邊君。

○1番（渡邊信廣君）

それでは私の方からは2点ですね、質問させていただきたいと思います。56ページの農林水産業費の中の1目の林業振興費の中の13節委託料ですね、松くい虫の被害防止対策委託ということで、21万7,000円というような予算が計上されております。

この辺について、この件についてはですね、いろんなところで松くい虫が騒がれておりますし、県議会の中でもこの辺については、取り上げていただいているところで、全体的な問題であるかもしれませんが、これについて町としては、これは防災上

もこの松という部分では保全していかなくちやならないでしょうし、またその鋸南町として観光の部分をとらえてみても、まあ非常な役割、いいね、景勝地としての役割を担っているのがこの海岸線の松だというふうに認識をしているところであり、これについて今後のですね、松くい虫の予防対策についての具体的な内容についてをですね、お聞きできればというふうに思っております。

あと2点目ですね、63ページ。2目の道路維持費の中の15節と16節、これは関連する工事請負費1,000万円それから原材料費200万円というような予算計上が毎年同じような額が計上されております。こういうことについては、かなり地元からの要望も非常に多いのではないのかなあと思っているところではありますが、これについては、各行政区の方からどのくらいの申し込みがあり、それに対してどのくらいの消化率というのですかね、達成率なのかその辺についてをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、他に。

はい、8番松岡君。

○8番（松岡直行君）

私、2点質問します。

ここに実際に、予算等に載っていないんですけども、今年度もあの保田小学校の生徒さんが6人でしたか、7人でしたっけ、来年もまた、10人を切るというお話を聞く中でですね、出生率が下がっていく中で、私、家の子供が生れる時に出産祝い金という制度があったんですよ。1人目産むと30万とか2人目産むと50万とかですね。そういうものを出して子どもを産んでいただくという考えを、町長が持って来年度予算組みを考えていくかどうか、お願いしたいんですけども、それが1点とですね、財政調整基金の方、先ほどのお答えの中で、県平均で8億数千万、鋸南町で6億約5,000万で、取り崩して5億2,000万、ということなんですけども、来年度、町長お考えとして、どのくらい積んでいくか、積むのか、どのくらい積めるのか、またそういう目安というものを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、他に。

3番緒方議員。

○3番（緒方猛君）

2点お尋ねしたいと思います。

一つはですね、平成19年度に制度ができたみたいなんですけども、鋸南町のまちづくり支援事業補助金の交付という要綱ができています。それから5年たつわけですけ

ども、この間にですね、どれだけのそういう補助事業をですね、これは魅力的で活力がある鋸南にしていくということのために自主的にまちづくりに取り組んでですね、町の活性化につなげてもらおうというのがまあ、目的です。過日ですね、町の総合計画を立てる時のアンケート等では、活力がないという具合に答えたのが残念ながら確か、私の記憶では58%あったと思うんですね、そういうことじゃなくて、町の皆が活力を持てるような町にしていく、社会にしていくと、そういうための核をですね、作っていただいで、より大きなですね、なんて言いますかね、活力のある住み心地の良い、住みがいのある町にしていくという目的のための補助金であると思うんですが、現在までに、どれだけそういう補助金を出した団体があって、今現在どういう具合にその推移がなっているのかということのフォローとですね、実績を教えてくださいなという具合に思っています。

私は個人的には。もっともっとこれは支援してあげるべきだという具合に思っているから聞いているということでもあります。

それからもう一つはですね、具体的に個々に何かがあるわけではないんですが、病院の関係で、医療の話がありまして、今回MRIを買うのに7,000万投資をすると、私は大変良いことだという具合に思っています。なぜかというと、医療はですね、その土地の文化であるという具合に私は信じております。医療が十分でないところの社会はですね、部分的にも発展するはずがないと、個人の病院があるにしても、個人の病院はいずれその病院の長をやっている方がですね、高齢化になれば必ずしも後継ぎができるということではない。そこにいくと、公設の病院というのは次々代わっていかれるということで、公設の病院というのは、僕はとても大切な病院だという具合に思っています。残念ながら、ちょっと長くなって恐縮なんですが、町の定期健康診断がありますね、秋に、健康診断があった時に、胸だとか肺の間接検査をレントゲンをやります。その結果ですね、精密検査になった時には、あなたはどこでそれを受けますかという具合に同時に紙に書き込むことになっています。その時にですね、鋸南病院で私精密検査を受けますよと言う人は私の知る限りではあまりいない。すぐ館山に行きます、亀田に行きますと、こういう具合になっちゃいますね。これはもう病院の信頼性ということからいって、そう成るのはやむを得ないという点があるかも分かりませんが、是非鋸南病院にですね、行きますと、精密検査は鋸南病院で受けますという具合に堂々と言えるような病院にですね、鋸南病院がなっていたらいいなという具合に思っています。それがためにはMRIもその一つでしょうし、もっと医療関係のですね、充実あるいは先生を常時置いておくことができなければ、週に1回とか2週間に1回とかですね、そういうようなことで対応するという手立てはいろいろあると思います。そういうようなことも含めて、この病院の関係をどのように考えているのか。文化の中心というようなことで位置付けているのかどうかということ併

せてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、他に。

質疑がないようですので、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております。議案第 19 号「平成 24 年度鋸南町一般会計予算」については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号「平成 24 年度鋸南町一般会計予算」については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩し休憩中に予算審査特別委員会を開催願ひ、委員長・副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は委員会室にお集まりください。

暫時休憩をいたします。

…………… 休憩・14時16分 ……………

…………… 再開・14時35分 ……………

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に三国幸次君、副委員長に手塚節君が選任されましたので、報告いたします。

◎議案第 20 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第8 議案第20号「平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第20号「平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成方針の基本的事項について御説明いたします。

本町の国民健康保険を取り巻く情勢は、被保険者の高齢化による1人当たり医療費が増加傾向にある一方、後期高齢者医療制度への移行等による被保険者の減少、さらには景気の低迷など、今後も厳しい財政運営が想定されておりますが、平成23年度の療養給付費総額は、比較的安定した動向で推移をしております。

しかし介護納付金は高い率での増加が見込まれており、介護分の保険料については、引上げをお願いせざるを得ませんが、基金繰入金を平成23年度と同額の6,000万円とし、介護分を除く保険料につきましては、長引く不況の影響を少しでも緩和するため23年度並みにしていきたいと思っております。

それでは、予算内容を説明させていただきます。

恐れ入ります。1ページをお願いします。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ12億5,287万円にしようとするものであります。平成23年度当初予算と比較いたしますと1,548万5,000円、1.2%の減となるものでございます。それでは、項目別に説明いたします。

まず、歳出から説明しますので13ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。

14ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費につきましては、6億9,256万7,000円、対前年度比0.1%の減でございます。平成23年度の給付実績を考慮して減額させていただきました。その下になります、第2目退職被保険者等療養給付費につきましても、一般被保険者療養給付費同様に、平成23年度給付実績により、5,586万7,000円を計上いたしまして、対前年度比2.5%の減といたしました。

15ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第2項高額療養費につきましては、一般・退職合わせて7,632万7,000円、対前年度比2.6%の減でございます。

16ページをお願いいたします。

一番下になりますが、第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金ですが、前年より1件増の10件分を見込みました。

17ページをお願いいたします。

第3款後期高齢者支援金等ですが、これは、後期高齢者の療養給付にかかる費用総額の40%を各医療保険者で負担する制度でございますが、今年度は1億5,478万4,000円、対前年度比0.9%の減となるものでございます。

次に、第4款前期高齢者納付金等ですが、これは、65歳から74歳の前期高齢者の加入率によって、各保険者間で費用負担の調整を行う制度ですが、今年度は合計で17万2,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第5款老人保健拠出金、合計12万円ですが、後期高齢者医療制度への移行により制度自体は廃止されましたが、過去の医療分の精算が考えられますので計上させていただいております。第6款介護納付金ですが、介護保険給付分の30%を40歳から64歳の第2号被保険者が負担するもので、8,335万円、対前年度比24.4%の増となります。第7款共同事業費拠出金ですが、国保連合会を事業主体として行われている、高額な医療費に対する再保険制度で、国保連合会への拠出金ですが、19ページをお願いいたします。拠出金総額で対前年度比12%減、1億2,813万9,000円を計上させていただきました。続きまして、第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費1,057万円ですが、前年実績を考慮し計上させていただき、特定検診に係る委託料等が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

第2項保健事業費、第2目疾病予防費、第19節人間ドック助成金200万円ですが、昨年と同額を計上いたしました。次に、第3項特別総合保健事業費、第1目施設管理費1,396万3,000円につきましては、保健福祉センターすこやかへの維持管理費と保健事業に係る職員保健師1名分の人件費等でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたします。

恐れ入りますが、8ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険料につきましては、介護納付金が対前年度比24.4%、1,635万円の増となるため、介護納付金分につきましては増額となるものの、被保険者数の減少や長引く不況の影響を少しでも緩和するため、医療分及び後期高齢者支援分は、23年度並みにいたしたく一般被保険者及び退職被保険者の保険料総額は対前年度比0.9%増の2億5,505万7,000円を計上させていただきました。

9ページをお願いいたします。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金の計の欄、2億593万円ですが対前年度比から

2.2%の増を見込みました。その下になります第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金ですが、平成23年度と同額を計上いたしました。第3款療養給付費等交付金ですが、退職被保険者に係る歳出分から保険料等を差引いた額が交付されるものですが、平成23年度の交付決定額を基に、対前年度比5.3%の増の6,988万9,000円を計上させていただきました。第4款前期高齢者交付金は65歳から74歳の被保険者にかかる療養給付費の負担調整として交付されるもので、3億1,627万3,000円の交付金を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第5款県支出金、第2項県補助金、第1目財政調整交付金につきましては、4,760万円を計上いたしました。第6款共同事業交付金につきましては、ほぼ前年度並みで計上いたしました。第7款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節保険基盤安定繰入金ですが、低所得者の保険料軽減分として、県4分の3、町4分の1を負担していただき、一般会計より繰入れるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金につきましては、前年度同額の6,000万円を予定いたしました。これによりまして、平成24年度末の基金残高は1億2,000万円となる予定でございます。第8款繰越金につきましては、現状で確実に見込める額として5,000万円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

ただいま、税務住民課長より議案の説明がありました。

これより、平成24年度国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

○議長（中村豊）

ありませんか。

質疑がないようですので、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第20号「平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 21 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 9 議案第 21 号「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

[税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇]

○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第 21 号「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成の基本的事項について説明いたします。

本特別会計の主なものは、保険料収入と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の収入、そして保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者検診に関するものについての予算でございます。

それでは、恐れ入ります。1 ページをお開きください。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 525 万 6,000 円にしようとするものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、2%の増となるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきますので、8 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費でございますが、後期高齢者の医療給付等に必要な事務的経費でございますが、前年度と同額の 116 万 9,000 円を予算計上いたしました。

第 2 項徴収費では、保険料の徴収に関する経費や本算定に伴う算定処理委託料が主なものでございます。こちらも前年度と同額の 70 万 6,000 円を計上いたしました。

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者数の増が見込まれ、対前年度比 186 万 2,000 円増の 1 億 22 万 9,000 円を計上いたしました。

第 3 款保健事業費、第 1 目保健事業費 180 万円につきましては、広域連合が実施する保健事業を受託して行うものでありますが、昨年同様安房医師会に再委託し、保健福祉課との連携により総合検診の中で実施する予定であります。

9 ページをお願いします。

第13節委託料153万4,000円につきましては、昨年と比較しますと14万円の増となっておりますが、実績を勘案して計上させていただきました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料総額では6,922万9,000円で対前年度比0.3%、22万2,000円の減となるものでございます。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金及び第2目保険基盤安定繰入金、これは保険料軽減額に対する補填分ですが、合わせて3,267万4,000円を計上いたしました。対前年度比6.7%の増でございます。

一番下になりますが、第4款諸収入、第4項受託事業収入224万7,000円につきましては、広域連合からの委託による健診事業分が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

ただいま、税務住民課長から議案の説明がありました。

これより、平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

○議長（中村豊）

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

8ページの本算定処理委託料に関係することで質問します。この本算定処理の委託はどのようなところに委託して、例えばどんなデータを提供してとか、それから他の自治体ではどのような会社に委託しているのか、もし分かればそれも併せてお答え願いたいなど。そして、これが本算定の確定するのはいつ頃になるのかも併せてお答え願えればと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、他に。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第21号「平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」について、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 22 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 10 議案第 22 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 22 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」御説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度の本予算総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 7,259 万 7,000 円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、1,993 万 7,000 円の減、1.8%の減となったところでございます。本予算につきましては、第 5 期介護保険事業計画に基づきまして、編成をさせていただきました。

初めに歳出予算から説明させていただきます。

9 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目の一般管理費 257 万 7,000 円でございますが、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第 2 項賦課徴収費、第 1 目の賦課徴収費 103 万円は、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものとなっております。

10 ページをお願いいたします。

第 3 項の介護認定審査会費、第 1 目同じく介護認定審査会費の 327 万 7,000 円は、認定審査委員 10 名によります、各週ごとに実施する審査会の委員報酬及び運営費等でございます。

11 ページをお願いいたします。

この 11 ページから 13 ページまでの第 2 款保険給付費関係につきまして、介護保険事業計画における個々の給付見込みによりまして、計上をさせていただいております。

それでは 11 ページの第 1 項介護サービス等諸費関係でございますが、これは第 1 目の居宅介護サービス給付費から第 6 目の居宅介護サービス計画給付費まで、これは要介護 1 から要介護 5 に認定された方々に対する、必要に応じた介護サービス費用でございます。総額 9 億 3,808 万 2,000 円を予定しております。

前年度と比較いたしまして、1,199 万 5,000 円の減額となっております。

12 ページをお願いいたします。

第 2 項介護予防サービス等諸費関係でございます。第 1 目の介護予防サービス給付費から第 5 目の介護予防サービス計画給付費まで、要支援 1・要支援 2 に認定された方に対する予防サービス費用でございます。2,559 万円を予定させていただきました。前年度と比較いたしまして、688 万 7,000 円の減額となっております。

13 ページをお願いいたします。

第 4 項高額介護サービス費でございます。これは 1 カ月の利用者 1 割負担相当額が一定額を超えた部分に対して支給する費用でございます。1,786 万円を計上させていただきました。第 5 項の高額医療合算介護サービス費でございますが、これはその世帯における 1 年間の医療及び介護の自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について支給するものであります。292 万 5,000 円を予定させていただきました。第 6 項特定入所者介護サービス費でございますが、これは施設入所されている方の食事代や居住費の負担額は、本人及び世帯の課税状況等に応じて決められておりますので、低所得の方が利用した場合の本人負担を軽減するための費用として、4,530 万 5,000 円を予定をさせていただいたところでございます。

15 ページをお願いいたします。

第 6 款の地域支援事業費でございますが、第 1 項介護予防事業費は、要介護状態等になることを予防するための費用でございます。職員 1 名分の人件費を含む事業費と、特定高齢者の把握のための生活機能評価に係る費用等、合わせまして 1,516 万 2,000 円を計上させていただきました。

16 ページをお願いいたします。

第 2 項包括的支援事業・任意事業費でございますが、これは高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員 2 名分の人件費を含む事業費を計上させていただきました。

それでは、歳入について御説明させていただきます。

6 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 1 款保険料、第 1 項介護保険料、第 1 目の第 1 号被保険者保険料は、1 億 8,018 万 9,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 487 万 7,000 円の増額となっております。第 5 期計画に基づきます保険料率の改定によるものでございます。第 3 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金でございますが、これは保険給付費の 20%相当分が国か

ら交付されるものでございます。第2項の国庫補助金、第1目の調整交付金でございますが、これは保険給付費の7.75%相当分でございます。

第4款支払基金交付金でございますが、これは第2号被保険者の保険料分として、保険給付費の29%相当分が、社会保険・診療報酬・支払基金から交付されるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第5款県支出金、第1項県負担金でございますが、居宅給付費に対しては12.5%、施設給付費に対しては17.5%相当分が、県から交付されるものでございます。次に第2項県補助金478万5,000円は、地域支援事業交付金でございますが、地域包括支援センターで実施する各事業に対するそれぞれの負担分として、見込額を計上させていただいたものでございます。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目の介護給付費繰入金でございますが、保険給付費の12.5%でございます。第4目のその他一般会計繰入金は、事務費に係る町からの、一般会計からの繰入金でございます。第2項基金繰入金、第1目の介護給付費準備基金繰入金は、1,420万2,000円を基金から取り崩そうとするものでございます。これによります当初予算後の基金残高は、2,369万2,000円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより、「平成24年度鋸南町介護保険特別会計予算」全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑がありましたら、お願いします。

はい、12番三国君。

○12番（三国幸次君）

この介護保険の関係では、国が施設から居宅へという政策を掲げていろんな制度改正なんかをしてきております。その関係が今年度のこの予算にどのように反映しているかなというところで分かる範囲で答えていただければと、併せまして、できれば22年度の介護度別の人数、あと居宅施設なんかの利用率とか人数、23年度はまだ3月までは確定はしていないと思うんですが、ほぼ実績として出ていると思いますので、22年度、23年度同様な資料を、それで24年度をどのくらいに見込んでいるのかというのが併せて資料として提供してもらえれば、その流れが理解できるんでお願いしたいと思いますが、できる範囲でけっこうですので、よろしく申し上げます。

○議長（中村豊）

じゃ、保健福祉課よろしいですね。

他に。はい、1番渡邊君。

○1 番（渡邊信廣君）

1 点だけお伺いします。

5 ページの事項別明細の中で見ると、2 款の保険給付費、昨年度に比べると2,200 万円という、2218 万2,000 円が減になっています。これについてはかなり努力されていると思いますけども、これの具体的にですね、減になった理由等をまあお聞かせ願えればと思います。というのは鋸南町の場合には、かなり高齢化比率が高い、そういう中ですね、取り組みという部分でも併せてその取り組みについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

じゃ、よろしいですね。

はい、他に。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第 22 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算」について予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 23 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 11 議案 23 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 23 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

実施計画に基づきまして、御説明させていただきます。

初めに、収益的収入であります。第1款病院事業収益は2,214万4,000円を予定させていただきました。第1項の医業収益、第1目その他医業収益315万円でございますが、指定管理者が窓口で収受した証明書等の文書料の計上でございます。第2項医業外収益であります。第1目の他会計負担金の614万2,000円でございますが、これは繰出基準に基づく企業債償還利息に係る分でありまして、繰出基準外の運営費等に係る第2目の他会計補助金1,185万2,000円と合わせまして、一般会計から繰り入れを受けるものでございます。第3目のその他医業外収益100万円でございますが、これは病院官舎家賃等に係る指定管理者からの負担金でございます。

続きまして、支出について、説明させていただきます。

第1款病院事業費用4,409万円と予定させていただきました。

第1項の医業費用でございますが、第1目の経費583万7,000円の内容でございますが、これは経理システムの賃借料及び保守料また建物火災保険料、非常用外階段等の修繕料、建築物調査委託等、必要最小限の運営経費を計上させていただいたところでございます。第2目の減価償却費は1,873万7,000円を計上いたしました。第3目の資産減耗費320万9,000円でございますが、これはMRIの除却費分でございます。第4目の指定管理者交付金700万円は指定管理者であります、鋸南きさらぎ会へ支出するものでございまして、運営費として400万円及び収入をした文書料における消費税の差額300万円合わせた700万円でございます。第2項の医業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして、建物及び機器等に係る企業債の償還利息930万7,000円でございます。

右のページ、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の、まず資本的支出の方から説明させていただきます。支出におきまして、1億1,599万2,000円を予定いたしました。第1項建設改良費、1目の有形固定資産購入費7,000万円は、医療機器設備費といたしまして、MRIを更新しようとするものでございます。第2項企業債償還金は、企業債の償還元金4,599万2,000円でございます。次に資本的収入でございますが、医療機器設備費に伴う企業債3,500万円と、一般会計出資金として、企業債元金償還分及び医療機器設備費分、合わせて8,099万2,000円を一般会計から繰入れ、支出総額と同額を予定するものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

24年度の資金計画でございますが、年度末の資金残高は、中ほどの一番下になりますが、393万5,000円と見込ませていただきました。

6ページから8ページまでは平成23年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表。9

ページ及び 10 ページは、平成 24 年度の予定貸借対照表でございます。

後ほど御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑ありましたらお願いします。

はい、12 番三国君。

○12 番（三国幸次君）

今、鋸南病院は、公設民営という形で指定管理者制度で行われておりますので、中身については、まあ触れられませんが、医師や看護師の確保に関しては、やはり町も一所懸命責任を持って取り組んでいかなきゃいけないというところだと思います。昨年度かな、医師が増えたりとかと言うのは聞いていますけども、24 年度は医師の交代とか看護師の交代あるいは新しいこういうところの医師を探しているとか、病院を良くするためにこうしようと考えているとか、その辺をお答え願えればと思います。

○議長（中村豊）

はい、よろしいですね。

はい、他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案 23 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」について、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 24 号の上程、説明

○議長（中村豊）

日程第 12 議案第 24 号「平成 24 年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題とい

たします。

水道課長より、議案の重点説明を求めます。

水道課長 能重登君。

[水道課長 能重登君 登壇]

○水道課長（能重登君）

議案第 24 号「平成 24 年度鋸南町水道事業会計予算について」御説明いたします。

予算書 1 ページと予算の説明書が別に添付してございますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

予算書 1 ページの第 2 条業務の予定量について、御説明いたします。

平成 24 年度は、給水戸数 3,730 戸 5,460 栓、給水人口 8,820 人を予定し、年間総給水量を 124 万 6,471 立法メートルとし、1 日平均給水量を 3,414 立法メートル、1 日平均 1 人当たり給水量を 387 リットルといたしました。給水戸数、年間総給水量は平成 24 年 1 月末現在の状況で見込み、予算を計上させていただきました。

それでは 3 ページの実施計画に基づきまして、御説明をさせていただきます。

収入で、1 款水道事業収益の予定額を 4 億 4,786 万 3,000 円とし、第 1 項営業収益を 2 億 9,020 万 1,000 円とし、この内訳としまして、給水収益 2 億 8,874 万 9,000 円を見込んだところでございます。第 2 項営業外収益では 1 億 5,766 万 2,000 円を予定し、そのうち 2 目県補助金を市町村水道総合対策事業県補助金として 7,700 万円。他会計補助金は一般会計より、市町村総合対策事業分として 8,000 万円。子ども手当分として、63 万 6,000 円を見込んだところでございます。なお、県補助金につきましては、町補助金の約 96%を見込み、計上させていただきました。

4 ページをお願いします。

次に支出でございますが、第 1 款水道事業費を 4 億 4,494 万円予定いたしました。第 1 項営業費用は 3 億 8,386 万円、主な支出としましては、職員給与費・各施設の修繕費・電力料・電気料・薬品費、また南房総広域水道企業団からの受水費 1 億 4,500 万 7,000 円及び減価償却費 1 億 1,519 万 2,000 円を予定させていただきました。第 2 項営業外費用では、企業債利息 5,389 万 4,000 円が主なものでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、御説明いたします。

収入でございますが、第 1 款資本的収入 2,866 万 8,000 円につきましては、第 1 項分担金でございますが、加入者分担金として 436 万 8,000 円、第 2 項企業債 2,430 万円につきましては、本年度予定いたします県道鴨川保田線、本郷上地区道路改良に伴う配水管の更新工事、町道 1-102 号線、元名地区水管橋改修工事、また、浄水場送水ポンプ室における配管改修工事でございます。

支出でございますが、第 1 款資本的支出の予定額を 1 億 5,641 万 8,000 円とし、1 項

建設改良費を2,811万9,000円に、第2項企業債償還金を1億2,829万9,000円を予定させていただきました。

6ページをお願いいたします。

平成24年度の資金計画について、御説明いたします。

平成24年度の入受資金の予定額は、平成23年度決算見込みに比較して、4,023万9,000円減の6億9,720万円を見込んだところでございます。事業収益では、2,388万2,000円減、4億3,920万1,000円に、前年度未収金は81万円増の745万円に、分担金は27万3,000円増の436万8,000円に、企業債につきましては2,380万円減の2,430万円。前年度繰越金は63万、失礼しました。636万円増の2億2,188万1,000円を予定いたしました。支払資金の予定額でございしますが、2,716万5,000円減の4億8,839万3,000円と見込みました。事業費は、307万9,000円減の3億84万9,000円に、前年度未払金は273万6,000円増の2,041万2,000円に、建設改良費では2,151万6,000円減の2,811万9,000円に、企業債償還金は542万7,000円減の1億2,829万9,000円を見込んだところでございます。差引におきまして、平成24年度末における資金残高は、1,307万4,000円減の2億880万7,000円となる見込みとさせていただきます。

7ページから9ページにおきましては、職員の給与等に関する明細でございします。10ページから12ページにおきましては、平成23年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表。13ページから14ページは、平成24年度の予定貸借対照表でございします。なお、14ページの資本金の中で、企業債の残高は16億2,300万2,000円となる見込みでございします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村豊）

ただいま、水道課長から議案の説明がありました。

これより、「平成24年度鋸南町水道事業会計予算」全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたら、お願いします。

○議長（中村豊）

はい、7番伊藤君。

○7番（伊藤茂明君）

12月の議案の中で水道料金を5%、4月から値下げということですが、その財政推計の中で、平成26年度136万の赤になると、こういう説明を受けております。それについては、あらゆる経営努力、そして費用の削減、こうして対応していきたいと、こういう回答をいただいているわけですが、26年度に向けてそれを解消するために24年度から、来年度から取り組んでいかなければならないと思うわけですが、そ

ういう運営方針について、伺いたいと思います。

もう1点あの、先ほどもお話がありましたけども、水道の未収金ですか、これがまあ1,800万程あって、まあ400万程解消されたということですが、この辺の解消に向けてもやはりあの、経営の健全化をするためには必要だと思いますので、この辺の解消の方針についても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中村豊）

はい、よろしいですね。

他に。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案24号「平成24年度鋸南町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号「平成24年度鋸南町水道事業会計予算」については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、議員各位は、自席でお待ちください。

…………… 休憩・15時25分 ……………
…………… 再開・15時27分 ……………

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、9番笹生議員から欠席の申出がございました。

休憩中に、議案付託表、会期日程表、及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配付いたしました。

休会中の3月12日午前10時から議案第19号一般会計予算の審査を、3月13日午前10時から議案第20号国民健康保険特別会計予算、議案第21号後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号介護保険特別会計予算、議案第23号鋸南病院事業会計予算、議案第24号水道事業会計予算について、それぞれ予算審査特別委員会を開催し、議案の審査

をお願いしたいと思います。

◎散 会

○議長（中村豊）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月12日及び3月13日の午前10時から予算審査特別委員会をお願いします。

最終日の3月15日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散会・15時28分 ……………

平成24年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成24年3月15日 午後2時開議

日程第1	議案第19号	平成24年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第20号	平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第21号	平成24年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第22号	平成24年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第23号	平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第24号	平成24年度鋸南町水道事業会計予算について

平成24年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕

平成24年3月15日

追加日程第1 議案第25号 鋸南町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 渡 邊 信 廣 君	2 番 小 藤 田 一 幸 君
3 番 緒 方 猛 君	4 番 鈴 木 辰 也 君
5 番 手 塚 節 君	6 番 黒 川 大 司 君
7 番 伊 藤 茂 明 君	8 番 松 岡 直 行 君
9 番 笹 生 正 己 君	10 番 平 島 孝 一 郎 君
11 番 中 村 豊 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石 治和 君	副	町	長	川名 吾一 君
会計	管理者	篠原 一成 君	総務	企画	課長	内田 正司 君
税務	住民	課長 渡邊 昌廣 君	保健	福祉	課長	前田 義夫 君
地域	振興	課長 福原 傳夫 君	教育	長職務	代理者	教育課長 菊間 幸一 君
水道	課長	能重 登君	監	査	委員	浪川 明君
総務	管理	室長 三瓶 睦君				

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務	局長	高橋 一利	書	記	醍 醐 陽 子
----	----	-------	---	---	---------

…………… 開議・14時00分 ……………

○議長（中村豊）

皆さん、こんにちは。

議員各位には、御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第19号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第1 議案第19号「平成24年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 三国幸次 君。

〔予算審査特別委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三国幸次君）

皆さんこんにちは。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました、平成24年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、報告いたします。

本予算の審査は、去る3月12日に行いました。

各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、審査した順番に、課ごとに報告します。

最初に、議会事務局関係について。「安房4市町で議会のインターネット中継をしていないのは鋸南町だけだが」との質疑の対し、「団体によって方法は違うが、導入経費とメンテナンス経費がかかります」との答弁があり、「今後、町当局と議会で話し合っていたきたい」との要望がありました。

次に総務企画課関係について。

初めに、総括質疑3件について報告します。

1件目の「鋸南町の防災対策について」との質疑の対し、「3月11日の震災以降検

討を重ねてきた。ハード面では防災備蓄倉庫の設置、備蓄品の購入、発電機・投光器の配備、通信機器の整備などに取り組み、ソフト面では、避難訓練の定期的な実施や防災についての啓蒙活動を行ってきました。今後の国や県の補助金の動向に留意しながら検討をしていきたい」との答弁がありました。

2件目の「財政調整基金の平成 24 年度に積む目安は」との質疑に対し、「繰越金の2分の1について基金に積み立てすることが義務付けられていることから、平成 24 年度当初予算に計上した繰越金の1億347万5,000円に対する2分の1の、5,173万8,000円は最低限度確保して財政調整基金に積み立てをします。今後、できる限り積立てができるよう、適切な財政運営に努めていく中で、財政調整基金の取り崩し額を削減していきたい」との答弁があり、再質問として、「町村平均の8億円くらいまでと考えるのか」との質疑に対し、「積み立てるだけではなく、支出する必要があるときには、支出することが大事だと思うが、県平均を目標と考えている」との答弁がありました。

3件目の「まちづくり支援事業補助金の現在までの補助団体とその推移、実績について」との質疑に対し、「現在 11 団体が継続的に活動しており、会員が拡大傾向の団体が6団体、年間事業費が拡大傾向の団体が7団体、年間の事業内容が拡大傾向の団体が7団体となっています」との答弁があり、「縮小よりは増加している団体が多いのは良いことだ。自分たちで町を活性化させようとする団体は素晴らしいので、引き続き支援をお願いしたい」との要望がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「常備消防で消防無線のデジタル化を行うが、それに伴う人件費増加などの負担金の値上げはあるのか」との質疑に対し、「平成 24 年度の負担金は減額となります」との答弁がありました。「戸別受信機を 110 台配るとのことだが、戸別受信機は一方通行なので双方向での通信が可能な方法は考えられないか」との質疑に対し、「現在主流となっている、スマートフォン等の活用も今後検討していきたい」との答弁がありました。

「停電時などに町の防災行政無線は使用できるのか」との質疑に対し、「全てバッテリーを内蔵しており、パンザについては1日程度バッテリーで使用できます。移動系については8時間運用でき、充電もできます」との答弁がありました。「戸別受信機は現在、定住者のみに配布し、別荘の人には配布していない。110台を購入して別荘にも配布できるのか」との質疑に対し、「戸別受信機の110台については社会資本総合整備交付金の効果促進事業として、70歳以上に配布することになっている。「デジタル戸別受信機を独居老人に配布し、返却のあったアナログ戸別受信機を修理して再配布することで対応したい」との答弁がありました。「館山市などではラジオ付受信機を1万円程度で購入できているようだが、鋸南町では5万円と高い。館山市のラジオ付受信機は使用できないのか」との質疑に対し、館山市の例は確認しますが、整備については検討しなければならないと考えています」との答弁があり、「夜のチャイム放送は聞き辛い

ので、戸別受信機は必要と考えるが、現在の物は古くなってきているので、再更新も検討されるようお願いしたい」との要望がありました。「印刷機の購入代について、昨年度は再リースにより対応していくと説明されているが」との質疑に対し、「1年間の再リースが終了しましたが、故障等が多いので同程度の物を購入することで予算計上しました」との答弁がありました。「電気料金全般について、燃料費の高騰や震災の影響で値上がりするのが分かっているのに、なぜ予算に反映させないのか」との質疑に対し、「2月頃に値上げが示唆され、3月に値上げが確定しましたが、時期的に当初予算で対応できなかったのもので、各課に補正で対応するよう伝えました。本庁舎では12%程度値上がるものと思います」との答弁がありました。「役場本庁舎の非常用発電機は試運転は行っているのか」との質疑に対し、「関東電気保安協会に委託している中で年1回の停電検査の折、試運転をしています、町の職員により実施する必要性はあると感じています」との答弁があり、「緊急時に関東電気保安協会が役場に来ることができないことも想定されるので、年に1回は職員により試運転をお願いしたい」との要望がありました。「循環バスの歳入が減少しているがその対策は」との質疑に対し、赤字を減らすため、便数を減らすことでさらに利用者が減少となります。バスの耐用年数が過ぎるまでは現在の運行形態を継続したいと考えています。また更新後に新たな方法を検討したいと考えています」との答弁がありました。「被災地で職員数が足りず、自治体によっては定年者を再雇用して派遣している。その給与等は、特別交付税措置がされると聞いているので、検討されたい」との要望がありました。「放射能の影響で乳幼児に水を配布していたが、現在も水は確保してあるのか」との質疑に対し、「配布した分を省いて、除いて防災備蓄品として確保し、消費期限を迎えるものはイベント等で配布し、残りは保管してあります」との答弁がありました。「防災備蓄品で毛布の数は足りているのか、また毛布の下に敷く物もあった方が良いのでは」との質疑に対し、「毛布は人口9,000人に対し、想定避難者数の10%に当たる900人分を確保しています。敷く物については今後検討します」との答弁がありました。「3分団が操法大会に出場することとなっているが、補助金を出すのに練習の最低回数を決めてみてはどうか」との質疑に対し、「操法大会の訓練日数については特に決めなどはありませんが、訓練回数については40回以上とすることで分団と調整を図っています」との答弁がありました。

次に税務住民課関係について。

初めに、総括質疑について報告します。

「出産祝い金について予算組みを考えていくのか」との質疑に対し、「鋸南町出産祝金支給条例により、平成5年7月1日から第3子に10万円、第4子以上に50万円の祝金が支給されました。平成13年4月からは、お子さん全員に対して2万円の祝金と桜の苗木を支給することとし、平成16年4月からは、行財政改革の一環により2万円の

祝金を廃止し、桜の苗木のみの支給となって現在に至っています。国の少子化対策として、平成 22 年度から子ども手当が支給され、出産時には健康保険制度として出産育児一時金 42 万円の支給が行われているので、出産祝金の支給については、これらの制度の状況と過去に出産祝金を廃止した経緯を考慮して、現在考えていません」との答弁がありました。

再質問として、「近隣の状況は」との質疑に対し、「鴨川市では、市税等に滞納がないものに対し、第 3 子以降、20 万円を支給しています」との答弁があり、「少子化が進んでいるので、財政状況からも考えてもらいたい」との要望がありました。

次に保健福祉課関係について。

「平成 23 年度の老人センターの利用状況等について」との質疑に対し、「1 月までで、6,960 人の利用者があり、月に 650 人から 900 人ほどです。昨年に比べ、減少傾向にあります」との答弁がありました。「予防接種委託料が昨年比半分だが、具体的な理由は」との質疑に対し、「子宮頸がん等の予防接種は、昨年度は 100%の予算計上でしたが、今年度は、昨年度実績を見込み計上しました」との答弁がありました。

次に地域振興課関係について。

初めに、総括質疑 2 件について報告します。

1 件目「防災、観光面から松くい虫の予防対策の具体的内容について」との質疑に対し、「3つの対策を実施しており、第 1 点目は耐性強化のために薬品を樹の幹に注入するもので、本年度は 2 月下旬に実施しています。第 2 点目は、千葉県による農薬の地上散布で、県が指定する地区で実施しており、カミキリムシが孵化する、6 月頃に実施しています。3 点目は、被害木の切り倒しとその処理で、感染が確認された場合には切り倒し、粉碎焼却処理を行います。町や県が実施するこれら被害対策は、民地・民有のものは対象外で、個々で対応していただいています。24 年度における被害対策の方針は従来からの内容を継続していきたいと考えていますが、被害木が増えてきていることから、被害木処理手数料を、24 年度から新規に計上しました」との答弁がありました。

再質問として、「観光面から被害対策にもっと費用をかけるべきではないか。また民地については地権者や地元とよく話し合って実施してほしい。町としてはどこの松を保存すべきと考えているか」との質疑に対し、「鱧ヶ浦の国道脇の松については地上散布しています。個人の松は個別対応でお願いしたい。地上散布は環境面に影響を与えることから、慎重に考えていきたい、どこを残すかとの質疑は、お答えするのが難しい問題と考えています」との答弁がありました。「大六の松枯れは景観にも影響するので、費用をかけて対処してほしい」との質疑に対し、「防除区域が指定されているため、県が地上散布を行っています。被害がある民地については、切り倒すよう指導をしていきたい」との答弁があり、「観光に寄与し景観上必要な松を指定して、保全対策を行

ってほしい」との要望がありました。

2件目「道路維持補修の区からの要望と消化率について」との質疑に対し、「平成22年度末における要望は、道路改良・舗装補修・路肩補強・排水整備・安全施設設置・河川改修等合わせて119件、平成23年度中に18件の新規要望があり、現在125件の要望が残っております」との答弁がありました。

再質問として、「未処理があるのは予算が少ないためで、増額すべきと考えるが。また技術を持った臨時職員を雇用すべきだと考えるが」との質疑に対し、「現在も資格のある臨時職員を雇用しておりますが、該当者がいれば積極的に雇用していきたい。予算については検討、協議していきたい」との答弁があり、「人材を見つける努力をお願いする」との要望がありました。

「不法投棄に関して最近の状況はどうか」との質疑に対し、「以前は投棄がありましたが、最近はありません。大型車による不法投棄等もありません」との答弁があり、「大型の不法投棄があったら知らせてほしい」との要望がありました。「結婚相談について、現在の状況は」との質疑に対し、「相談委員は積極的な活動を計画しています。平成22年度成婚は1件でした」との答弁があり、「町の人口増につながるようお願いします」との要望がありました。「住宅取得奨励金、35件以上の要望があった場合、増額はあるか」との質疑に対し、「平成27年3月まで事業期間があるので、年度を越えても対応が可能です。件数が多いようであれば補正をお願いすることになります」との答弁がありました。「桜観光に関して受け入れ整備を行う時期ではないのか、これからの集客・整備について、どう考えるか」との質疑に対し、「まず集客を優先し、その後に整備を行うことを考えている。そろそろ施設整備を考える時期にきているが、行政主導ではなく、民間が積極的に整備を行なえるような指導を行っていきたい。本年度は、佐久間ダム駐車場整備を予定していますが、徐々に取り組んでいきたい」との答弁があり、「お客さんが来る以上、民地への期待だけではなく、町からの働きかけも必要と思う、有効活用してほしい」との要望がありました。「ブルセラ予防注射について、現在の畜産農家の状況は」との質疑に対し、「平成14年度は35戸で、733頭、平成23年度は25戸で398頭です」との答弁があり、「減少しているので、できるだけ補助等をお願いしたい」との要望がありました。

次に教育委員会関係について。

「社会教育総務費の修繕料81万2,000円は」との質疑に対し、「社教バスのラッピングも考えています」との答弁があり、「社教バスのラッピングは目立って良いと思う」との意見がありました。「鋸南町の文化財のレベルは高い。文化財審議会は年3回くらい開催すべき」との質疑に対し、「審議会は教育委員会の諮問機関であり、今後は開催回数を検討します」との答弁がありました。「美術品の購入について、古美術品は色々あるが、どのような物を購入したいのか」との質疑に対し、「師宣関係、郷土に関係す

る作品、浮世絵を買いたいと思う」との答弁がありました。「良いものを求めてください」との要望がありました。「今年の保田小の入学者は7人で、その内女子1人は勝山小に通うとのことで、来年は9人になると聞いている。統合の前倒しはできないか」との質疑に対し、「保育者の理解を得て統合するのが望ましく、早くから準備し、工事が整ったら統合すると説明してきました。平成25年度でも入れますが、いろいろな問題を整理しなければなりません」との答弁がありました。「中学の運動場の改修は予算計上がないが大丈夫か」との質疑に対し、「3年に1回程度改修したいと考えますが、比重が重い砂を使用しているので、以前に比べ良い状態です。今回は空調修理を優先しました」との答弁がありました。「公民館トイレの消臭器使用料はどのようなものか」との質疑に対し、「本庁と同じもので、台数が多いので本庁と同等の使用料になります」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成24年度鋸南町一般会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第19号平成24年度鋸南町一般会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し直ちに討論を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

討論がないようですので討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 2 議案第 20 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 三国幸次君。

〔予算審査特別委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三国幸次君）

それでは、予算審査特別委員会に付託されました、平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果について、報告いたします。

本予算の審査は去る 3 月 12 日に行いました。

委員からの質疑・意見等はなく、討論省略ののち、採決の結果、平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 20 号平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 3 議案第 21 号「平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 三国幸次君。

〔予算審査特別委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三国幸次君）

それでは、予算審査特別委員会に付託されました、平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果について、報告します。

本予算の審査は、去る 3 月 12 日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告します。

初めに総括質疑 1 件、「本算定処理委託の委託先また他の自治体の状況と本算定の確定時期について」との質疑に対し、「基本となる住民記録を委託している業者へ後期高齢者システムを委託し、本算定処理業務も委託しています。千葉県内 25 市町村が鋸南町と同じ業者に委託しています。また本算定の確定は 7 月 1 日です」との答弁がありました。

再質問として、「25 の自治体は同じ所へ委託しているとのことだが、他の自治体の委託先は」との質疑に対し、「住民基本台帳システムを委託している会社に委託しています」との答弁がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「現政権は後期高齢者医療制度を大幅改正すると言っているが、情報はるか」との質疑に対し、「社会保障と税の一体改革において平成 24 年度の国会に法案が提出予定との情報があります」との答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 21 号平成 24 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算

審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 4 議案第 22 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 三国幸次君。

〔予算審査特別委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三国幸次君）

それでは、予算審査特別委員会に付託されました、平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の経過と結果について、報告します。

本予算の審査は、去る 3 月 12 日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して報告します。

初めに総括質疑 2 件について報告します。

1 件目、「国の施設から居宅へという政策があるが、予算にどのように反映しているか」との質疑に対し、「平成 24 年度の当初予算は、第 5 期介護保険事業計画に基づいて編成させていただきました。今回の国の制度改正は、訪問介護・訪問看護の 24 時間対応や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護とを組み合わせた複合型サービスといった、在宅重視の改正が主なものです。国のいう施設から居宅へという内容については直接予算に反映されているものではありませんが、あえて言えば、我が町は、国に先駆けて地域支援事業など、施設から居宅への流れが、流れは既に取り組んできていますので、その分は少なからず反映されている、という考え方を持っています。今回介護報酬改定が行われ、改定率 1.2%と示されましたので、この報酬改定分を見込んで各給付費を推計したことから、報酬改定率のアップ分が 24 年度予算に反映されているものと理解しています」との答弁がありました。「現在の施設待機者はどれくらいか、また平成 25・26 年度に施設が増える予定はないのか」との質疑に対し、「特別養護老人ホームの待機者は 80 名です。全員がすぐに施設に入らなければならない方ではないですが、1 割程度は必要性があると思われれます。また、現在アイリスの里を運営している団体が、館山市に、80 床規模の施設を造る予定があると聞いています」との答弁がありました。

2 件目「保険給付費が 2,218 万 2,000 円減となった理由とその取り組みについて」との質疑に対し、「平成 23 年度分の保険給付費は 10 億 5,285 万 4,000 円で、実績による最終補正において、5,850 万 9,000 円を減額させていただいたところです。一方、平成 24 年度当初予算の保険給付費 10 億 3,067 万 2,000 円は、24 年度から 26 年度までの第 5 期介護保険計画策定に当たり、23 年度給付費の実績見込みをベースに、新たに推計し直して計上した額です。当初予算ベースでの比較をもって、直ちにその差が介護予防事業等の効果ということにはあたりませんが、平成 18 年度から積極的に介護予防事業に努力してきた結果・効果が 24 年度当初予算、あるいは 5 期における保険料の軽減・抑制に繋がっているものと判断しています。引き続き、介護予防事業に尽力し、保険給付費の抑制につなげていきたい」との答弁がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「待機者 80 床の施設分を、6 期の計画に載せれば保険料が上がるのでは」との質疑に対し、「他市で建設するものに、鋸南町の方は 1 割程度しか入れないと見込んでいますので、それほど増はないと考えます」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決の結果、平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第22号平成24年度鋸南町介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りします。

質疑を省略し討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

はい、1番渡邊君。

〔1番 渡邊 信廣君 登壇〕

○1番（渡邊信廣君）

それでは介護保険特別会計予算案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本予算案については第5期の介護保険計画に基づくものだというところでございます。そういう中で予算全体の中の96%が保険給付費である中で、鋸南町の高齢化比率は非常に高い37%を過ぎる中で、千葉県の中でも1番目に高い高齢化比率であります。そうして、これからの老人人口についても微増の状況にある中において、第4期の介護保険料の時は千葉県内で1番高い保険料であったわけでありましてけれども、今回の5期の計画の中では、まだ千葉県全体での順位は出ておりませんが、安房管内の3市1町の中では一番低い保険料であるということでございます。担当課の説明によれば、積極的な介護予防事業の経過による成果だということでございますが、その点を評価し、今後もさらに介護予防事業を積極的に実施していくことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（中村豊）

はい、他に討論はありますか。

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 5 議案第 23 号「平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 三国幸次君。

〔予算審査特別委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三国幸次君）

それでは、予算審査特別委員会に付託されました、平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算の審査の経過と結果について、報告します。

本予算の審査は、去る 3 月 12 日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告します。

初めに、総括質疑 2 件について。

1 件目、「公設民営としての鋸南病院をどのように位置付けているか」との質疑に対し、「鋸南病院は 2 次救急病院として昼間はもとより夜間、休日等の救急患者の受け入れを行うなど、地域の中核病院としての役割を担っています。平成 20 年度から指定管理者制度を導入し、医療法人、医療法人財団鋸南きさらぎ会に病院運営をお願いし現在に至っています。運営・経営状況ですが、平成 22 年度決算においても 21 年度に続き経常利益を計上している状況にあります。これは医師や看護師等の医療スタッフを含めた、きさらぎ会の御尽力のお陰であると、考えております。この 3 月で、指定管理者として 4 年目を終えようとしていますが、今後とも町民・地域住民の健康管理を担うという重要な役目を果たしていただくべく、充実した医療の提供とともに、経営の安定化にさらに御尽力をお願いするところです。平成 8 年度に導入した高機能医療機器が経年劣化し、医療・精密検査体制に支障が生じてきている状況と判断し、24 年度において、MRI を更新することとしました。安房管内でも MRI を導入している医療機関は少なく、富津から内房エリアにかけても他にないために、個人開業病院からの紹介による利用者も受け入れている状況があります」との答弁がありました。

「町では財政上の理由から病床を 71 床から 33 床の稼働とし公設民営としたことは最

善の方法であったとは思いますが、入院をしたい人が入院できなくなっているのも事実だと思う。財政見直しのため町民に我慢をしてもらうことは切り捨てであり、町民が病院を利用できる形を強化していくという考えで病院事業を進めていくことを望みます。また、地域医療を育てるという意味から鋸南病院の役割として、実力を発揮し十分な利用をしてもらえるような取り組みを望みます」との要望がありました。

2件目「医師・看護師の確保は町も責任がある。24年度の病院を良くするための対策について」との質疑に対し、「医療の充実についての大きな要素の一つは、医師・看護師等の医療スタッフの充実です。現在、常勤医師は3名。加えて休日等の救急医療だけではなく、一般診療においても非常勤医師に頼らなければならない状況であるので、非常勤医師9名を加えた体制をとっています。また、看護師については、正・准看護師を含めて17名と非常勤の正・准看護師6名の体制をとり、入院患者1人1日当たりの診療単価を確保するため、看護体制を10対1体制とし、許可病床71床のうちの実質33床を稼働させている状況です。派遣医師については、23年度は、1名の医師の交代がありました。来年度においては、引き続き勤務をお願いし、特に医師の交代予定はなく現在の体制での運営を予定しています。医師1名が24年度内に長期休暇の予定がありますが、きさらぎ会の方で、非常勤医師により対応していくことになっています。今後も、町としても医療スタッフの確保のため、きさらぎ会に少しでもお役に立てるよう努力したい」との答弁がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「MRIの購入で7,000万円の予算を計上してあるが、医療は日々進歩しており、機器の購入だけではなく技術の研修も必要と思う。またMRIの使用頻度はどうか」との質疑に対し、「平成22年の実績としてMRIは559件で鋸南病院の患者が313件で56%、他の医療機関からの紹介が246件で44%、1日平均で1.6件。CTは998件で鋸南病院の患者が863件で86.5%、他の医療機関からの紹介が135件で13.5%、1日平均で2.7件となっています。椎間板ヘルニアや脳梗塞などはMRI、脳出血やがんなどはCTでの検査となります。個人医療機関からの紹介もあり、症状が重い場合は他の設備の整った医療機関に紹介している」との答弁がありました。「7,000万円の費用をかけても画像を判断できないようではどうしようもないので、しっかり研修して見られるように要望します」との意見に対し、「検査の必要性は医師が判断しますが、MRI画像をよりきちんと判断する場合には委託をしている判定員に週1回、確認をお願いしています」との答弁がありました。また、「病院は雨漏りがひどく、3階の修理はきさらぎ会で費用を負担して改修工事を行ったとのことだが、町としても積極的に改修工事に取り組んでほしい」との要望がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上で、議案第 23 号平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

御異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村豊）

日程第 6 議案第 24 号「平成 24 年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 三国幸次君。

〔予算審査特別委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三国幸次君）

それでは、予算審査特別委員会に付託されました、平成 24 年度鋸南町水道事業会計

予算の審査の経過と結果について、報告します。

本予算の審査は、去る3月12日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告します。

初めに総括質疑について報告します。

「財政推計からは平成26年度末は赤字となる。赤字を解消するための運営方針。また滞納解消の対策について」との質疑に対し、「5%の値下げをしましたが、今後とも給水収益の把握に努め、費用については、電気料金の値上げがあるが、各運営費用について、節減に努めたい。また建設改良に伴う起債借入れは計画的に行いたい。また、滞納解消については、口座振替者は92%であるが、再振替、納入通知書の送付を今後とも実施する。未収金対策については、税等滞納対策本部で検討し、今後とも電話催告・通知催告・訪問徴収を実施する」との答弁があり。

再質問として、「給水収益が年間1,000万円以上減った年もあった。いかに費用を削減するか。是非滞納を解消して欲しい。滞納している中で、水を供給しているのはどのくらいあるか」との質疑に対し、「平成23年度は、3名給水停止し、1名解除した」との答弁があり、「水道料金は5年ごとに見直すという話がある。その期間は値上げがないようにお願いしたい」また、「徴収に行くのは大変なこともあると思うが、お願いします」との要望がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成24年度鋸南町水道事業会計予算については、

全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第24号平成24年度鋸南町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（中村豊）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加議案がありますので暫時休憩をし、議案を配布いたしますので自席でお待ちください。

……………休憩・14時54分……………

……………再開・14時55分……………

平成24年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕

平成24年3月15日

追加日程第1 議案第25号 鋸南町教育委員会委員の任命について

◎追加日程の決定

○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

配布漏れなしと認めます。

ただいま、提出されました、議案第 25 号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第 25 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村豊）

追加日程第 1 議案第 25 号「鋸南町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 白石治和君。

〔町長 白石 治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

追加議案としてお願いをいたしますのは、議案第 25 号「鋸南町教育委員会委員の任命について」でございます。

2月の18日に御逝去されました、故小笠原克己氏の後任の鋸南町教育委員会委員に、「青木満」氏を任命いたしたく、議会の御同意をお願いをするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長をして、説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村豊）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田 正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 25 号「鋸南町教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

鋸南町教育委員会委員として任命することにつきまして、議会の御同意をお願いいたします方は、住所鋸南町下佐久間 737 番地 1、氏名青木満、生年月日昭和 21 年 6 月 12 日。

任期につきましては、前任者の在任期間でございます平成 24 年 3 月 15 日から平成 26 年 5 月 29 日まででございます。

なお、資料として、公職歴をお手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います、討論はありませんか。

○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をいたします。

議員各位は自席でお待ちください。

……………休憩・14時59分……………

青木氏入場

……………再開・15時02分……………

○議長（中村豊）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

教育委員会委員、青木満氏から同意されたことについて挨拶をしたき旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

青木満教育委員には檀上にてお願いいたします。

〔教育委員 青木 満君 登壇〕

○教育委員（青木満君）

皆さんこんにちは。

教育委員に承認された、青木満でございます。

一つよろしくお願いいたします。

微力ではありますが、この年度の詰まったところ、非常に緊急な事態を迎えたということで、何らかの形で精一杯努めさせていただきたいというふうに思っております。また、教育委員として、いろいろ思うこともあったりした場合にですね、教育委員会を通して、また議会の方に、議会の皆さんの方にいろいろとお願いするようなこともあるかと思えます。教育は将来への投資でございますので、一つよろしく御協力の程お願いいたします。

一つよろしくお願ひします。

○議長（中村豊）

青木教育委員には今後鋸南町の教育行政のため、御尽力いただきますようよろしくお願ひいたします。

御苦労さまでした。

◎閉会の宣言

○議長（中村豊）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成24年第1回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉会・15時04分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 4月27日

議 会 議 長 中 村 豊

署 名 議 員 渡 邊 信 廣

署 名 議 員 平 島 孝 一 郎